

令和 2 年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会

予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和2年第1回定例会

第1号（3月9日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
伊藤充章の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	5
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	5
副議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	6
議案第1号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第2号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）	8
議案第3号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	11
議案第4号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	12
議案第5号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	13
議案第6号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）	13
町政執行方針	15
教育行政執行方針	20
散会の宣告	23

第 2 号 (3月10日)

議事日程	2 4
会議録署名議員	2 4
開議の宣告	2 4
会議録署名議員指名について	2 4
議案第 1 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 5
議案第 2 号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算 (第 6 号) (原案可決)	2 5
議案第 3 号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) (原案可決)	2 5
議案第 4 号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	2 5
議案第 5 号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (原案可決)	2 6
議案第 6 号 令和元年度上砂川町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (原案可決)	2 6
議案第 7 号 令和 2 年度上砂川町一般会計予算	2 6
議案第 8 号 令和 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	2 7
議案第 9 号 令和 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	2 7
議案第 10 号 令和 2 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	2 7
議案第 11 号 令和 2 年度上砂川町下水道事業会計予算	2 7
予算特別委員会設置及び付託について	3 3
休会について	3 4
散会の宣告	3 4

第 3 号 (3月13日)

議事日程	3 5
会議録署名議員	3 5
開議の宣告	3 5
会議録署名議員指名について	3 5
町政執行方針に対する質疑及び一般質問	3 5
小 澤 一 文	3 5
町長 奥 山 光 一	3 6
高 橋 成 和	3 8
町長 奥 山 光 一	3 9
吉 川 洋	3 9
町長 奥 山 光 一	4 0
数 馬 尚	4 1
町長 奥 山 光 一	4 1
教育行政執行方針に対する質疑	4 2

越 前 等	4 2
教育長 飯 山 重 信	4 2
吉 川 洋	4 3
教育長 飯 山 重 信	4 4
休会について	4 4
散会の宣告	4 5

第 4 号（3月18日）

議事日程	4 6
会議録署名議員	4 6
開議の宣告	4 6
会議録署名議員指名について	4 6
予算特別委員会委員長報告	4 7
議案第 7 号 令和2年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	4 7
議案第 8 号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	4 7
議案第 9 号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	4 7
議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	4 7
議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	4 7
調査第 1 号 所管事務調査について（許可）	4 8
追加日程について	4 8
決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議（原案可決）	4 8
閉会の宣告	4 9

令和2年第1回定例会予算特別委員会

第 1 号（3月16日）

議事日程	5 0
委員長挨拶	5 0
開会の宣告	5 0
開議の宣告	5 0
町長挨拶	5 0
予算特別委員会の日程について	5 1
予算審査の方法について	5 1
予算審査資料の提出について	5 2
その他	5 2
議案第 7 号 令和2年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	5 2
散会の宣告	7 8

第 2 号（3月17日）

議事日程	7 9
開議の宣告	7 9
議案第 8 号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	7 9
議案第 9 号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	8 0
議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	8 1
議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	8 3
閉会の宣告	8 6

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3.9	3.10	3.13	3.18	3.16	3.17
1	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
2	越 前 等	○	○	○	○	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
4	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	×	○
7							
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
9	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3.9	3.10	3.13	3.18	3.16	3.17
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○	○
建 設 課 技 師 長	三 原 浩 明	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長 地 域 支 援 推 進 室 長	山 崎 数 浩	○	○	○	○	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○	○	○	○	○
財 務 係 長	東 海 孝 司	—	—	—	—	○	○
建 設 課 主 幹	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
住 民 課 主 幹	斉 藤 修 実	—	—	—	—	—	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3.9	3.10	3.13	3.18	3.16	3.17
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○	○	○	○	○

上砂川町議会第1回定例会会議録（第1日）

3月9日（月曜日）午前10時00分 開 会
午前11時43分 散 会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3月9日～3月18日
10日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告（伊藤議員）
 - 3) 第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 5) 第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 6) 第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（副議長）
 - 7) 石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（12・1・2月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第1号は、即決とする。
- 第 7 議案第1号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第2号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）

- 第 9 議案第3号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 第10 議案第4号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第5号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第6号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）
※ 議案第1号～第6号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第13 町政執行方針
- 第14 教育行政執行方針

○会議録署名議員

4番	吉	川	洋
5番	数	馬	尚

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。開会に先立ちまして、皆様にお知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染防止の観点から、本定例会でのマスク着用したままでの発言を認めることとします。

以上です。

ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、吉川議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの10日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりでありますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果と第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果並びに第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） それでは、令和2年空知中

部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年2月27日木曜日午前10時より。

場所でございます。空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件でございます。議案第1号 令和元年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第3号）、議案第2号 令和元年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第3号）、議案第3号 令和元年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和元年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和2年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第6号、令和2年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第7号、令和2年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第8号 令和2年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について、議案第9号 空知中部広域連合の運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、砂川地区保健衛生組合議会についてご報告申し上げます。令和2年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年3月5日木曜日午前10時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室。

議件でございます。議案第1号 令和元年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員定数

条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会についてご報告申し上げます。令和2年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年3月5日木曜日午前11時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 令和元年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大内兆春） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果について報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 令和2年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和2年2月17日水曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

議件につきましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 中空知広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例、議案第3号 令和2年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第4号 令和2年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第5号 令和2年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第6号 令和2年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果といたしましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、令和2年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和2年2月18日火曜日午前11時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件につきましては、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員補充員の選挙について、議案第1号 令和元年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和2年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画の変更について、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

結果でございますが、慎重審議の結果、選挙管理委員会委員補充員に歌志内市、東利雄委員、滝川市、丹羽修身委員、砂川市、千葉美由紀委員、深川市、土井洋次委員が当選されたほか、議件につきましては全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果については私から報告いたします。

本定例会は、去る令和2年2月18日火曜日午前

10時より滝川市議会議場で開催されました。

案件につきましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和2年度石狩川流域下水道組合一般会計予算、議案第2号 滝川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月、2月分のとおりでありますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和元年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特段申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況につきましては、明日開催予定の全員協議会において説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和元年第4回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（大内兆春） 日程第6、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

横林監査委員は、慣例によりまして退席をお願いいたします。

〔監査委員 横林典夫 退場〕

○議長（大内兆春） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、横林典夫氏が令和2年3月13日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願ひます。次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、

。氏名、横林典夫。生年月日、。職業、無職。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件については、町長の提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

それでは、横林監査委員の入場をお願いいたします。

〔監査委員 横林典夫 入場〕

○議長（大内兆春） ここで再任されました横林監査委員よりご挨拶をいただきます。横林監査委員。

○監査委員（横林典夫） ただいま町議員の皆様のご同意をいただきました横林です。今後とも監査の職責を遂行いたす所存でございますので、町議員の皆様、町理事の皆様方にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、再任の挨拶といたします。

◎議案第1号

○議長（大内兆春） 日程第7、議案第1号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第1号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員の報酬について、独自削減の見直しを行うため、関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第1号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願います。このたびの改正は、平成19年から行財政改革の一環として取り組んでおります非常勤特別職の報酬の独自削減につきまして財政状況を考慮し、また議員及び職員の独自削減も終了していることから、監査委員及び教育委員の月額報酬者については10%程度、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、公平委員については近隣自治体との支給水準の差が大きいことから、日額2,000円を4,000円に引き上げるため、関係条例の一部を改正するもので、施行日は令和2年4月1日であります。

それでは、本文に参ります。特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例（昭和26年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項報酬額の欄中「4万5,000円」を「5万円」に、同項備考の欄中「3万7,000円」を「4万円」に、同表教育委員の項報酬額の欄中「3万3,000円」を「3万7,000円」に、同表選挙管理委員の項報酬額の欄、同表固定資産評価審査

委員の項報酬額の欄及び同表公平委員の項報酬額の欄に「2,000円」を「4,000円」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第2号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第2号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,860万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第2号につきまして内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補

正。1、歳入、1款町税1,700万円の追加で、1億7,865万7,000円となります。

1項町民税1,700万円の追加で、9,838万9,000円となります。

7款自動車取得税交付金149万円の減額で、151万円となります。

1項自動車取得税交付金、同額であります。

9款地方交付税7,629万円の追加で、17億2,429万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金68万7,000円の減額で、53万1,000円となります。

1項負担金、同額であります。

13款国庫支出金1,382万5,000円の減額で、2億3,006万円となります。

1項国庫負担金470万4,000円の追加で、1億5,486万9,000円となります。

2項国庫補助金1,852万9,000円の減額で、7,398万3,000円となります。

14款道支出金110万9,000円の減額で、1億1,919万円となります。

1項道負担金152万2,000円の減額で、1億30万2,000円となります。

2項道補助金41万3,000円の追加で、837万2,000円となります。

15款財産収入18万8,000円の追加で、1,891万4,000円となります。

1項財産運用収入18万8,000円の追加で、1,670万5,000円となります。

16款寄附金1,096万円の追加で、1,097万1,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

17款繰入金789万円の減額で、2億8,471万円となります。

1項基金繰入金2,059万円の減額で、2億7,201万円となります。

2項特別会計繰入金1,270万円の追加で、1,270万円となります。

19款町債6,399万2,000円の減額で、2億9,200万8,000円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金2,075万5,000円の追加で、9,281万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,620万円の追加で、32億9,860万円となります。

次に、歳出、4ページであります。2、歳出、2款総務費4,621万4,000円の追加で、5億1,689万5,000円となります。

1項総務管理費4,612万1,000円の追加で、4億7,819万4,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費9万3,000円の追加で、2,397万円となります。

3款民生費1,746万8,000円の減額で、7億6,011万8,000円となります。

1項社会福祉費1,488万8,000円の減額で、6億5,480万9,000円となります。

2項児童福祉費258万円の減額で、1億298万7,000円となります。

4款衛生費257万9,000円の減額で、2億5,089万2,000円となります。

1項保健衛生費219万6,000円の減額で、1億4,886万円となります。

2項清掃費38万3,000円の減額で、1億203万2,000円となります。

7款商工費4,000万円の追加で、1億9,011万8,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費1,718万円の減額で、4億1,255万7,000円となります。

1項土木管理費77万3,000円の減額で、1億651万2,000円となります。

2項道路橋りょう費565万7,000円の減額で、1億6,074万円となります。

3項住宅費1,075万円の減額で、1億4,530万5,000円となります。

9款消防費821万7,000円の減額で、1億8,732万3,000円となります。

1項消防費、同額であります。

12款公債費457万円の減額で、3億3,338万円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が3,620万円の追加で、32億9,860万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、5,300万円、4,870万8,000円。過疎地域自立促進特別事業、6,770万円、6,790万円。役場庁舎西館除却事業、5,490万円、5,200万円。認定こども園等複合施設建設事業、1,450万円、2,430万円。逢来橋長寿命化補修事業、300万円、240万円。末広橋長寿命化補修事業、1,570万円、2,460万円。町道鶉北線道路改良舗装事業、2,370万円、全額減額であります。下鶉うぐいす団地擁壁改修事業、440万円、全額減額であります。下鶉学校線・中央線雨水排水布設替事業、810万円、全額減額であります。東山団地改善事業、1,650万円、1,790万円。鶉改良住宅除却事業、3,150万円、全額減額であります。高規格救急自動車更新事業、3,330万円、2,450万円。

事項別明細書15ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査であります。また、主なものは基金への積立金でありますので、予算額の読み上げとさせていただき、減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出、2款1項1目一般管理費4,075万8,000円の追加は、25節積立金、ふるさと納税24件分をふるさとづくり基金に265万7,000円、減債基金に3,470万円、財政調整基金へ利息分18万8,000円、一般寄附金12件分を地域振興基金に321万3,000円積立てするものであります。

5 目財産管理費906万3,000円の追加で、3,413万2,000円となります。11節457万6,000円の追加は、福祉医療センター各種修繕料で、13節委託料は精査で、18節備品購入費460万7,000円の追加は成寿苑のベッドの更新経費の計上であります。

11目地域振興費262万7,000円の追加で、3,037万1,000円となります。8 節報償費は精査で、19節負担金、補助及び交付金は中央バス路線維持助成金の計上であります。

12目地域おこし協力隊事業費269万3,000円の減額は、人件費1名分の精査であります。

次ページであります。13目役場庁舎建設費363万4,000円の減額は、工事費の精査であります。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費9 万3,000円の追加は、マイナンバーカード交付事業に伴う負担金の計上であります。

3 款1 項1 目社会福祉総務費138万9,000円の追加で、3 億5,988万2,000円となります。20節扶助費1,015万7,000円の追加は、老人施設入所者数の減と障害者自立支援費の対象者数の増による精査で、28節繰出金は精査であります。

2 目老人福祉費55万1,000円の減額は、精査であります。

3 目社会福祉施設費32万4,000円の減額、4 目介護保険費1,251万7,000円の減額、7 目後期高齢者医療費288万5,000円の減額は、いずれも精査であります。

2 項1 目児童福祉総務費29万5,000円の減額、2 目認定こども園建設費158万5,000円の減額、3 目認定こども園等複合施設費70万円の減額は、いずれも精査であります。

4 款1 項1 目保健衛生総務費250万円の減額は、水道事業会計繰出金の精査で、3 目環境衛生費30万4,000円の追加は公共施設等のP C B含有機器調査業務委託料の計上であります。

2 項2 目じん芥処理費38万3,000円の減額は、精査であります。

7 款1 項2 目企業開発費4,000万円の追加は、

25節積立金で産業振興基金に3,000万円、振興公社開発基金に1,000万円積立てするものであります。

8 款1 項1 目土木総務費77万3,000円の減額は、下水道会計繰出金の精査であります。

2 項1 目道路維持費565万7,000円の減額、3 項2 目公営住宅建設費1,075万円の減額は、いずれも工事費の精査であります。

9 款1 項1 目消防費821万7,000円の減額は、高規格救急車入札減に伴う負担金の精査であります。

12款1 項1 目元金17万8,000円の追加と2 目利子474万8,000円の減額は、いずれも臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

次に、9 ページ、歳入であります。2、歳入、1 款1 項1 目個人400万円の追加は、課税人員の増で、2 目法人1,300万円の追加は誘致企業2 社の決算納付の増であります。

7 款1 項1 目自動車取得税交付金149万円の減額は、税制改正に伴い10月から自動車取得税が廃止になったことによる精査であります。

9 款1 項1 目地方交付税7,629万円の追加は、交付決定額の追加であります。

11款1 項1 目民生費負担金68万7,000円の減額は、精査であります。

13款1 項1 目民生費負担金470万4,000円の追加は、精査であります。

2 項1 目総務費補助金9 万3,000円の追加は、歳出同額を計上するもので、4 目土木費補助金1,862万2,000円の減額は歳出減に伴う精査であります。

14款1 項1 目民生費負担金149万9,000円の減額と2 目保険基盤安定拠出金2 万3,000円の減額は、いずれも精査であります。

2 項1 目総務費補助金41万3,000円の追加は、精査であります。

15款1 項2 目利子及び配当金18万8,000円の追加は、基金利子であります。

16款1項1目寄附金1,096万円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

17款1項1目基金繰入金2,059万円の減額は、いずれも他の財源が確保されたことによる精査であります。

2項1目特別会計繰入金1,270万円の追加は、国民健康保険特別会計から一般会計に繰入れするものであります。

19款1項1目総務債699万2,000円の減額は、同意予定額を計上するものであります。

2目民生債980万円の追加は、過疎債増額による精査であります。

4目土木債5,800万円の減額で、4,490万円となります。1節道路橋りょう債2,790万円の減額は、借入れを取りやめたことによる精査で、2節公営住宅債3,010万円の減額は他の財源が確保できたことによるものであります。

5目消防債880万円の減額は、精査であります。

20款1項1目繰越金2,075万5,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第3号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第3号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,218万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億236万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第3号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税767万6,000円の減額で、3,112万7,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金876万8,000円の減額で、4,032万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,767万4,000円の追加で、2,944万6,000円となります。

2項雑入2,767万4,000円の追加で、2,944万4,000円となります。

5款繰越金95万6,000円の追加で、145万6,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,218万6,000円の追加で、1億236万1,000円となります。

2、歳出、1款総務費1,218万6,000円の追加で、1億213万6,000円となります。

1項総務管理費1,218万6,000円の追加で、1億99万7,000円となります。

歳出合計が1,218万6,000円の追加で、1億236万1,000円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目一般管理費1,218万6,000円の

追加は、9節旅費、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金は精査で、28節繰出金は前年度精算金や保険給付費等交付金の交付により余剰金が見込まれることから、1,270万円を一般会計に繰り出しするものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税767万6,000円の減額は、税率改正並びに被保険者数減による精査であります。

3款1項1目一般会計繰入金876万8,000円の減額は、精査であります。

4款2項3目雑入は、前年度精算金と保険給付費等の交付により2,767万4,000円を追加するものであります。

5款1項1目繰越金95万6,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第4号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第4号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第4号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ597万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,555万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第4号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料565万円の減額で、4,064万1,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金38万6,000円の減額で、2,462万9,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金6万5,000円の追加で、6万5,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が597万1,000円の減額で、6,555万円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金597万1,000円の減額で、6,356万2,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が597万1,000円の減額で、6,555万円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金597万1,000円の減額は、精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料459万5,000円の減額と2目普通徴収保険料105万5,000円の減額は、いずれも被保険者数の減によるものであります。

3款1項1目事務費繰入金35万4,000円の減額と2目保険基盤安定繰入金3万2,000円の減額は、いずれも精査であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 6 万 5,000 円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 5 号

○議長（大内兆春） 日程第 11、議案第 5 号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 5 号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 87 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,570 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第 5 号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第 1 表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3 款繰入金 77 万 3,000 円の減額で、

9,541 万 9,000 円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款町債 10 万円の減額で、910 万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が 87 万 3,000 円の減額で、1 億 3,570 万 8,000 円となります。

2、歳出、2 款公債費 87 万 3,000 円の減額で、9,827 万 7,000 円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が 87 万 3,000 円の減額で、1 億 3,570 万 8,000 円となります。

次ページであります。第 2 表、地方債補正。1、変更、起債の目的、資本費平準化債、補正前限度額 590 万円、補正後限度額 580 万円。

事項別明細書 6 ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款 1 項 1 目元金、2 目利子 87 万 3,000 円の減額は、償還方法、借入利率の変更によるものであります。

次に、5 ページ、歳入であります。2、歳入、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 77 万 3,000 円の減額は、精査であります。

5 款 1 項 1 目下水道事業債 10 万円の減額は、精査であります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第 6 号

○議長（大内兆春） 日程第 12、議案第 6 号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 6 号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第 1 条 令和元年度上砂川町水道事業会計補正

予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第1号）第2条並びに補正予算（第2号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,424万8,000円、補正金額250万円の減額、計1億3,174万8,000円。

第2項営業外収益、4,975万7,000円、250万円の減額、4,725万7,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,424万8,000円、補正予算額250万円の減額、計1億3,174万8,000円。

第2項営業外費用、2,167万5,000円、250万円の減額、1,917万5,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億605万7,000円、補正予算額137万円の減額、計1億468万7,000円。

第2項企業債、3,110万円、140万円の減額、2,970万円。

第4項他会計補助金、16万9,000円、3万円、19万9,000円。

次ページでございます。

（支出）

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億5,838万7,000円、補正予算額137万円の減額、計1億5,701万7,000円。

第2項建設改良費、4,350万円、137万円の減額、4,213万円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「3,110万円」を「2,970万円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 補正予算（第1号）第3条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,798万円」を「4,548万円」に改め、予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「16万9,000円」を「19万9,000円」に改める。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第6号につきまして内容の説明をいたします。

3ページであります。令和元年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益250万円の減額で、1億3,174万8,000円となります。

2項営業外収益250万円の減額で、4,725万7,000円となります。

2目繰入金250万円の減額で、4,548万円となります。

収益的支出、1款水道事業費用250万円の減額で、1億3,174万8,000円となります。

2項営業外費用250万円の減額で、1,917万5,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費80万円の減額で、1,649万9,000円となります。

3目消費税及び地方消費税170万円の減額で、229万9,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入137万円の減額で、1億468万7,000円となります。

2 項企業債140万円の減額で、2,970万円となります。

1 目企業債、同額であります。

4 項他会計補助金 3 万円の追加で、19万9,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出137万円の減額で、1 億5,701万7,000円となります。

2 項建設改良費137万円の減額で、4,213万円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書 5 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱費80万円の減額は、一時借入金利息の精査で、3 目消費税及び地方消費税170万円の減額は消費税及び地方消費税の確定精査であります。

次に、収益的収入であります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2 目繰入金250万円の減額は、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、6 ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費137万円の減額は、工事費の精査であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債140万円の減額は、工事費の減額による精査であります。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金 3 万円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 07 分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前

に引き続きまして会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第13、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、令和 2 年度の町政執行方針を申し上げます。お手元に配付しております町政執行方針 1 ページを御覧願います。

令和 2 年第 1 回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私の 2 期目の任期も折り返しの年となり、この間、急速な少子高齢化や人口減少問題など町政運営に大きな影響を及ぼす課題のある中、「第 7 期上砂川町総合計画」と「上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、子育て支援事業や高齢者支援事業及び移住定住対策などに議員各位並びに町民の皆様のご協力を賜り、課題解決に向け取り組みながら町政を執行してきたところではありますが、本町の行財政運営につきましては、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であることから、依然として厳しい状況を強いられることが想定されます。

地方創生について、切れ目のない取り組みに向け令和 2 年度から令和 6 年度まで 5 年間の第 2 期総合戦略の策定を進めておりますが、「第 1 期上砂川町総合戦略」は令和元年度での終期に対し、町づくりの最上位計画である「第 7 期上砂川町総合計画」は令和 2 年度までであることから、計画期間を統一するため第 1 期上砂川町総合戦略の計画期間を 1 年延長し、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間の計画を策定いたします。

「第 2 期総合戦略」の策定にあたっての基本理念は、関係人口の創出・拡大、未来技術活用社会 Society 5.0、企業が地方を応援する企業版ふるさと納税制度の創出、持続可能な開発目標である SDGs、5 G 社会への実現などが求められ、

自治体運営は大きな転換期に直面しており、常に新たな発想で取り組まなければならないと考えております。

本年度も大変厳しい町政運営が想定されますが、行財政改革の理念のもと、限られた財源を効果的に活用し、町民の幸せと将来を見据え、職員とともに「ゆめ・希望・そして輝く・上砂川の創生」を目指し、持続可能な行財政運営がなせるよう全力で取り組んでまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、令和2年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康でいきいきと暮らせるまち

1. 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

子育て支援につきましては、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を推進するため、特定不妊治療費助成事業や保育費用無償化のほか、高校生以下医療費助成など、子育て世代の経済的負担軽減対策を継続するとともに、新たに陣痛、破水等緊急時に無料で病院まで移送する「陣痛タクシー事業」を実施し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めてまいります。

また、新生児聴覚検査料につきましては、これまで自己負担でありましたが、先天性難聴児の早期発見のため検査料を全額公費負担としてまいります。

2. 地域共生社会づくりの推進

高齢者支援につきましては、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、除雪サービスや高齢者等冬の生活支援事業を継続するとともに、独居老人等の緊急事態に対応するため緊急通報装置を更新し、在宅福祉サービスの充実に努めます。

地域見守り活動につきましては、民間事業者による見守り活動に加え、社会福祉協議会など関係機関との連携により、ボランティア活動の推進とネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者支援につきましては、障がい者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の体制整備について検討するとともに、18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し補聴器購入等の助成を実施してまいります。

介護保険事業につきましては、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することにより、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

認知症対策につきましては、認知症カフェ事業を各地区で行えるよう拡大を目指すとともに、小学校6年生を対象とした認知症サポーター養成講座を引き続き実施してまいります。

3. 生涯にわたる健康づくりの推進

健康づくりにつきましては、生活習慣病予防や重症化予防を基本に、集団健診で翌年の健診予約をすることができる早期予約システムを継続し、受診率の向上を図ってまいります。

また、自分の健康は自分で守ることを基本に各種検診の受診を促すため、検診自己負担の軽減を継続し、早期発見、早期予防に努めてまいります。

高齢者の健康維持につきましては、65歳以上の健診の事後指導並びに介護予防対策として各地域で開催している「いきいき百歳体操」を支援してまいります。

また、北海道医療大学が地域で生活する元気な高齢者を対象に、認知症予防の効果・検証を行う「楽しさプログラム事業」のモデル地区に本町が選定されたことから、北海道医療大学と連携し各種事業を支援してまいります。

国が進めるフレイル（高齢者の心身機能低下）対策につきましては、後期高齢者健診に低栄養・虚弱の指標となるアルブミン血液検査を追加し、該当者を把握するとともに、栄養士によるタンパク質摂取の健康教育の実施によりフレイル予防と

重度化防止に努めてまいります。

第二 あらゆる世代の人が豊かな心を育んでいるまち

1. 子どもたちが健やかに成長する教育の推進

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、新学習指導要領により小学校において英語の教科化やプログラミング教育がはじまることから、英語指導助手の活用や教職員に対し各種研修会への参加を促してまいります。

本年度より児童生徒に提供する給食について、砂川市へ調理業務の委託を行い、安心安全で安定した給食の提供に努めてまいります。

学校運営協議会を新たに設置し、学校運営や課題に対し地域住民の意見を拝聴するなど、地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、乳幼児期から高齢者までの様々な学習ニーズに応え、各世代の学習機会の充実が図られるよう引き続き支援してまいります。

各町児童公園につきましては、危険個所の解消を含め、該当地域と協議を行い整備を進め、鶉プールについては、利用者が安心安全に利用できるよう耐水塗装の改修を実施いたします。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で生活環境が整ったまち

1. 快適で住みよい環境づくりの推進

土地利用につきましては、各種計画との調整を図り、実情に即した土地の利活用を図るとともに、中心市街地の空地利用計画を検討してまいります。

道路整備につきましては、豪雨に対応するため各所排水工事を行うとともに、橋梁長寿命化計画に基づき逢来橋の補修工事を実施してまいります。

除排雪につきましては、除雪出動基準を10cmに改め、冬期間における生活道路の安全・安心対策や通行確保に努めてまいります。

交通の確保につきましては、利用者の減少等により路線バス事業者から廃線の提案が提示されていますが、地域住民の足を守る観点から、路線維持に向け関係機関と協議するとともに、通院等の利便性の向上に向けた乗合タクシーの実証運行を継続し、地域公共交通会議等による本格運行についての検討を行ってまいります。

水道事業につきましては、水道施設の適正な維持管理を図るため、老朽化の著しい鶉本町と緑が丘地区の配水管布設替整備及び浄水場の電気計装設備の更新を行い、生活水の安定供給と安全確保を図るとともに、水道施設台帳の整備により適切な資産管理に努めてまいります。

また、水道法の改正にともなう水道広域化についても検討してまいります。

下水道事業につきましては、経営状況の的確な把握等に努めるため、地方公営企業法適用への移行を実施するとともに、下水道未整備住宅への水洗化を促し適正な維持管理に努めてまいります。

町営住宅整備につきましては、快適な住環境を提供するため、駒が台単身者住宅の屋根葺替工事、鶉地区の屋根・外装塗装工事のほか、緑が丘公営住宅の除却工事を実施してまいります。

分譲団地につきましては、下鶉・中町・本町分譲地の販売促進を図るため、移住定住奨励金制度のほか、町の各種施策を積極的に情報発信し、完売に努めてまいります。

2. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進

消防体制につきましては、冬期間の活動に適した装備品として消防団員の防寒衣を更新するとともに、自然災害など多様化する災害現場活動に万

全を期してまいります。

また、近年の異常気象により毎年のように大規模自然災害が発生していることから、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ的確な防災体制を確立させるとともに、自助・共助の精神を醸成させるため、自主防災組織の結成に向けた支援を図ってまいります。

安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、本町のさらなる強靱化を推進する「国土強靱化計画」の策定を進めるとともに、被災時の避難生活に備えた災害備蓄品についても計画的に整備してまいります。

防犯対策につきましては、砂川警察署が滝川警察署に統合されますが、引き続き警察や防犯協会などの関係機関と密接な連携を図り、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全推進委員会などと連携し、飲酒運転の撲滅と交通安全啓発に努め、本年4月25日の「交通事故死ゼロの日3,500日」達成を目指すとともに、老朽化したカーブミラーの修繕など交通安全施設を整備してまいります。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましても、引き続き普及啓発に努めてまいります。

消費者保護対策につきましては、高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺事件、電子マネー普及に便乗した詐欺等の被害防止に向け、消費者被害防止ネットワークを中心に、関係機関・団体との連携を強化し、消費者被害防止訪問講座の実施や町広報などによる啓発運動を推進してまいります。

鳥獣対策につきましては、住宅地付近で熊の出没回数が増加したことから箱罠数を増やし、エゾシカの駆除体制を含め、猟友会などと連携して捕獲・駆除に向けた対策を実施してまいります。

アライグマ対策につきましては、個体数減少に効果的とされる春期捕獲に向けて近隣自治体と連

携した対策を実施してまいります。

空き家等の危険建物につきましては、町民及び地域の安全・安心と生活環境の保全を図り、併せて空き家やその跡地の有効活用など、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に推進するため、法令に基づいた「上砂川町空き家等対策計画」の策定に努めてまいります。

3. やさしい環境づくりの推進

ごみの分別収集につきましては、今後も衛生協力会と連携し環境にやさしい循環型社会の形成を進めるため、資源のリサイクルとごみの減量化を推進してまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、適正な管理と延命を図るため引き続き計画的に改修整備を行ってまいります。

第四 魅力と活力があふれるまち

1. 活力ある商工業の振興

商業の振興につきましては、高齢者等へのきめ細やかなサービスの提供ができるよう商工会議所の生活支援コーディネーターが進める大型店には無い地域密着型サービス等への取り組みに対し支援してまいります。

また、工業の振興につきましては、誘致企業を含む既存企業の経営の強化・安定を図るため、商工会議所をはじめ関係団体と密接な連携により、国・道の各種支援制度を活用しながらさらなる育成・助長に努めてまいります。

2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に大きく依存するところであることから、新たな企業の誘致に向け、道や関係機関と情報共有を図りながら積極的な活動を推進するとともに、既存企業の事業拡大に伴う設備投資については、企業助成制度と併せて国・道の支援制度を活用し支援してまいります。

労働力の確保につきましては、職場体験バスツアーや道などが開催する合同企業説明会のほか、企業パンフレットの制作費用や求人情報等の掲載

料の一部助成及び町内で起業する方に対し創業支援助成をするなど労働力の確保に努めてまいります。

3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に豊かな自然環境等の資源を有効に活用するほか、来館者に喜ばれる新メニューの開発を進めてまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入込客による経済波及効果も大きいことから引き続き支援するとともに、炭鉱の歴史や文化を知ってもらうため炭鉱館のPRを強化し、交流人口の増加を図ります。

魅力づくり・地域活性化対策につきましては、新たな産業やイベントの創出、町の魅力づくりと地域活性化に繋がることから、将来を担う若年層や地域おこし協力隊、関係機関・団体と協力し、今後のまちづくりに対する気運醸成に努めてまいります。

特産品の開発につきましては、各種イベントでソースカツ丼やニジマスの薫製、薫製醤油のほか昨年よりはちみつの販売にも取り組んでおりますので、特産品としての品質向上と量産体制の構築に努め、また「まちの駅ふらっと」において、菓子製造業の営業許可を得たことから、本町の土産品として地域おこし協力隊による特産品の開発販売に努めてまいります。

第五 みんなで創るまち

1. とともに行動するまちづくりの推進

町民が主体性を持つまちづくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、まちづくり町民会議や関係機関・団体との意見交換等を通して町民のニーズを把握しながら、地域課題の解決に努め、将来に希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティ活動につきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、

自治会連絡協議会と連携し、自治会活動が衰退しないよう努めてまいります。

また、地域住民の活動拠点であり、避難場所でもある生活館・集会所については、本年度下鶉生活館の建替工事に着手してまいります。

情報発信につきましては、町広報及び町ホームページが町の最新情報を伝える重要な情報発信源であることから、情報収集と的確な情報発信に努めるとともに地デジ広報の活用により、災害やイベントなどタイムリーな情報発信に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、子育て・教育・高齢者の各施策の充実や住環境の整備、移住定住奨励金による人口の定着化を図るとともに、地域おこし協力隊と連携して地域の活性化や首都圏でのイベントに参加するなど、本町のPRに努め移住を推進してまいります。

また、「まちの駅ふらっと」は町民の憩いの場として提供していることから、施設を最大限活用した地域活性化を推進してまいります。

役場庁舎建設事業につきましては、令和2年度末の竣工に向け工事が進められておりますが、引き続き安全な工事執行とともに、町民の利便性と事務効率の良い庁舎づくりのため、備品整備に向けた精査を進めてまいります。

2. 持続可能な財政運営の推進

本町の財政運営につきましては、依然として地方交付税に大きく依存する状況にある中、交付税の算定においては、人口減少が大きく反映されるなど不透明な状況にあります。

このような厳しい状況ではありますが、住民ニーズを見極めながら魅力ある町づくりに積極的かつ重点的に予算措置をしてまいります。

重要課題であります人口減少問題に対しては、長期的な視点に立ち、町外からの移住者に対する施策はもとより、町民が安心して住み続けることができるよう環境整備に努めてまいります。

これまで展開してきた事業施策を引き続き確か

な形として継続的に取り組み、町民と一体となり、新たな町づくりに限られた財源を有効に活用するため、優先すべき課題に対し効果的な事業の推進と健全で効率的な行財政運営に努めてまいります。

3. 広域連携によるまちづくりの推進

広域的な連携につきましては、行政の効率化と住民サービスの維持向上に努めるため、本年度、定住自立圏により学校給食の調理を砂川市に委託し、保護者の負担軽減と安全安心で安定した給食の提供に努めることとし、今後も医療・福祉・教育などの生活機能の確保と圏域全体の活性化を図るため、行政各般にわたりさらなる広域連携・広域行政について検討してまいります。

以上、令和2年第1回定例会にあたりましての私の所信を申し述べましたが、地方行政を取り巻く環境は依然として厳しさが増しております。

本年度においても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、議員各位並びに町民各位の英知を賜り、常に創意工夫と新たな発想のもと知恵と勇気をもってまちづくりを進め、町民の皆さんが生涯にわたり安心して暮らせるよう、全力で取り組んでまいります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、令和2年度町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第14、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

令和2年第1回定例町議会の開会にあたり、令和2年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

（1）学習指導の充実

学校教育につきましては、平成31年度全国学力・学習状況調査において、小学校では国語、算数ともに全国平均に等しい状況であります。中学校では国語、数学、英語全てにおいて全国平均を下回り、全国・全道平均との差が再び広がったことから、調査で明らかになった課題の解決に向け、学校の教職員で構成される学力向上委員会や、学校全体で学力調査結果の分析・検証を行い、課題をさらに明確にしたうえで、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、昨年より対象学年を4年生以上に、さらに学習科目を小学校は国語、中学校では英語を追加したことにより、さらなる学習の機会の拡充を図ることができましたので、引き続き基礎学力の向上と学習の習慣化を図ってまいります。

朝読や漢字の書き取りを行う朝学習、小学校で

の夏休み合宿ゼミを継続するとともに、小中学校を通して実施している漢字検定が国語力向上に有効であり、かつ、段階的に上位の資格を取得することができることから、児童生徒への学習意欲を向上させ、確かな学力習得を図ってまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるため「学び応援事業」及び文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」も継続してまいります。

家庭学習の推進につきましては、就学時健診時に保護者に対して、家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」や、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続することで、生活習慣の改善に努め、さらに家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを活用し、家庭学習の啓発を行うとともに、毎日宿題を出すなど学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

令和元年度全国体力・運動能力等調査において、小学生は握力、中学生は握力、持久力、50メートル走、立ち幅跳びが全国平均を上回りましたが、小学生は持久力、跳躍能力、中学生は柔軟性、敏しょう性に課題があることから、優れている能力はさらに伸ばし、課題部分は改善を図るなど、さらなる体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、新学習指導要領により小学校では、英語の教科化やプログラミング教育がはじまることから、さらなる教職員の専門性や指導力が求められることから、引き続き各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業など、「教師力」「学校力」向上に学校全体で取り組んでまいります。

また、「上砂川町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づいて、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるよう、教職員の負担軽減に取り組み、教育の質を高めてまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼

される学校づくりを目指す「町民参観日」を引き続き開催するとともに、学校評議員制度を廃止し、新たにコミュニティースクールを設置し、学校運営や課題を保護者や地域住民の皆さんと子どもの教育に対する情報を共有し、地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

児童・生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を継続し、小学校においては英語が正式な科目となることから、中学校と同様に英語指導助手を活用し、本場の英語を取り入れた授業を実施するとともに認定こども園にあっても、英語に慣れ親しむための取り組みを継続してまいります。

小中学校のＩＣＴ化につきましては、タブレットを使用したeラーニング等のソフトの積極的な活用を促すとともに、情報化社会に対応できる人材の育成に努めるほか、文部科学省が推進するGIGAスクール構想に対応するための環境整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、児童生徒の減少による給食費の負担増及び調理員不足の解消を図り、安全で安定した給食の提供に資するため、本年度より砂川市へ調理業務の委託を実施してまいります。また保護者負担の軽減を図るため給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続してまいります。

就学援助制度における新入学学用品費については、入学前支給を継続してまいります。

卒業を迎える児童生徒のアルバム購入費の一部助成、高校生がいる家庭への「高校等就学費等助成事業」や奨学資金貸付制度についても、引き続き保護者負担の軽減を図ってまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業に

つきましては、本年度は、中央小の児童を派遣し、福井市鶉地区との交流を図ってまいります。

また、中学校につきましても修学旅行先を、引き続き福井市鶉地区とし、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市ことばの教室に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と認定こども園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

（２）児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなど早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童・生徒からのサインを見逃さず、参観日を活用して保護者面談などを開催し、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を図り、道教委のスクールカウンセラーの活用を継続し、児童・生徒の細やかなケアに努めてまいります。

（３）教育環境等の整備

教育環境につきましては、昨年度策定した「上砂川町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、交通安全をはじめ防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図ってまいります。

また、小中学校の校舎や設備をより長く活用するため、現地調査・施設評価を行い、今後の維持

保全・整備の方向性を定める学校施設の長寿命化計画を策定することといたします。

その他教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

２．社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

（１）社会教育の充実

社会教育につきましては、第６次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えるため、「夏休み短期子供水泳教室」と、「初心者のための手話講座」、「フラダンス教室」、成人向けワークショップである「アロマオイル講座」を引き続き開催してまいります。

高齢者の学習につきましては、「いきいき大学」を今年度も開催するなど、各世代の学習機会の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、全ての子ども事業を効果的に行えるよう１本化した「キッズ体験くらぶ」を継続し、町外の施設を利用した体験活動の実施など、事業の充実に努めてまいります。

各町の遊園地につきましては、危険個所の解消を含め、該当地区と協議を行い整備を進めてまいります。

読書活動につきましては、「こどもの読書活動推進計画」に基づき、学力や感性を醸成する礎となる本の楽しさをより多くの子供たちに広めるため、「読書通帳」活動を昨年度から始めており、今後も読書活動の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、多くの町民ボランティアが学校に通う子供たちのために様々な支援を行うことができるよう体制の整備に努めて

まいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、「芸術鑑賞事業」につきましては、大衆芸能を含め、町民の皆様に鑑賞機会を提供してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能であります「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者の育成について支援してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力してまいります。

(4) 施設の整備

鵜プールにつきましては、耐水塗装の改修及び大水槽の補強により、利用者が安心安全に利用できるよう整備してまいります。

体育センターの運動機器につきましては、町民の体力向上や健康増進に資するため、運動器具の更新を検討してまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

どうもご苦労さまでございました。

（散会 午前11時43分）

地方自治法第123条第2項の規定に

よりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

令和 2 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 4 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 1 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 2 号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 4 議案第 3 号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 4 号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 5 号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 6 号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 1 号～第 6 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 8 議案第 7 号 令和 2 年度上砂川町一般会計予算
- 第 9 議案第 8 号 令和 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 1 0 議案第 9 号 令和 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 1 議案第 1 0 号 令和 2 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 1 1 号 令和 2 年度上砂川町

水道事業会計予算

※ 議案第 7 号～第 1 1 号までは、提案理由・内容説明までとする。

第 1 3 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

4 番	吉	川	洋
5 番	数	馬	尚

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和 2 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、吉川議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号
議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号

○議長（大内兆春） 日程第 2、議案第 1 号から

日程第7、議案第6号につきましては、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第1号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第2号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第3号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 令和元年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第4号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 令和元年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第5号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 令和元年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第6号 令和元年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 令和元年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第 7号 議案第 8号 議案第 9号
議案第10号 議案第11号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第7号から日程第12、議案第11号までにつきましては、関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算から日程第12、議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第7号から議案第11号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算から議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

予算書本文、1ページを御覧願います。議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算。

令和2年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ34億5,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は「第2表 継続費補正」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、111ページを御覧願います。議案第8号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,394万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、123ページを御覧願います。議案第9号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の

予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,977万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、133ページを御覧願います。議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

令和2年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,000万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、153ページを御覧願います。議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和2年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数1,563戸

（2）年間給水量34万9,235立方メートル

（3）1日平均給水量957立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億3,322万4,000円。第1項営業収益8,532万3,000円。第2項営業外収益4,790万1,000円。

支出、第1款水道事業費用1億3,322万4,000円。第1項営業費用1億1,574万8,000円。第2項営業外費用1,737万6,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,285万2,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1億2,433万3,000円。第1項出資金5,763万3,000円。第2項企業債4,780万円。第3項国庫補助金1,816万1,000円。第4項他会計補助金73万9,000円。

支出、第1款資本的支出1億7,718万5,000円。第1項企業債償還金1億1,048万5,000円。第2項建設改良費6,670万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、4,780万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することので

きない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,002万2,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、4,583万6,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、73万9,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,763万3,000円とする。

令和2年3月9日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以上、議案第7号から議案第11号まで提案理由を申し上げましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第7号、令和2年度一般会計予算から議案第11号、令和2年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ説明させていただきます、その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、令和2年度各会計予算の大綱1ページでございます。令和2年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行と効率的な財政運営により一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めてまいります。

このような厳しい財政状況下ではありますが、全ての世代が町の主人公として元気に充実した生

活を送り、様々な場面で活躍することのできる施策をきめ細かく予算化するとともに、一人でも多くの町民の希望や願いを実現できる町として各種の支援を行ってまいります。子供からお年寄りまでが町に誇りと愛着を深めることのできる町づくりに向けて、限られた財源の有効活用を図り、第7期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で34億5,200万円、4特別会計で6億414万円、合計が40億5,614万円となっております。

以下、令和2年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は34億5,200万円で、前年度比19.8%、5億7,140万円の増となりました。主要な事業につきましては、昨年度から着手しております役場本庁舎の建設事業について、庁舎の建築主体工事をはじめとします関係経費及び外構工事等を含めます全体事業費について総額6億9,527万2,000円を計上するものであります。本事業につきましては、平成30年度から町民の皆さんと建設内容について検討を重ね、昨年度には西館を除却し、本庁舎の基礎部分の工事を着工したところです。新庁舎につきましては、本年度末に一部外構工事以外の完成を予定し、令和3年度中に供用開始を予定しております。子育て世代の移住定住施策としては、昨年度開園しました認定こども園を中心とした各種サポートに加え、出産時の不安を解消するための陣痛タクシー事業や新生児の聴覚検査費用を公費負担することで若い世代を支援してまいります。さらに、安全、安心な学校給食を今後も提供するため、砂川市へ業務委託する関係経費を計上し、プール施設については大規模改修を行い、教育環境の整備充実化を図ります。また、公営住宅の修繕や高齢者対策として除雪サービスや地域包括ケアシステムの推進を図り、安心して暮らすことのできる環境整備に重点

を置き、予算を計上しました。

歳入の概要でございます。6ページも併せてご参照願います。町税は、法人町民税の増等により、前年度比1.7%増の1億6,422万6,000円としました。

地方消費税交付金は、近年の交付額及び増税されたことを勘案し、前年度比14.9%増の7,010万円としました。

地方交付税は、普通交付税で14億6,400万円、特別交付税で1億9,000万円を見込み、総額では前年度対比0.4%増の16億5,400万円としました。

国庫支出金は、役場庁舎建設事業補助金、障害者自立支援費負担金などの増により、前年度比3.2%増の2億4,113万4,000円としました。

道支出金は、昨年度執行されました北海道知事、道議会議員選挙、参議院議員選挙委託金が減額となりますことから、前年度比5.7%減の1億1,236万8,000円としました。

繰入金は、役場本庁舎建設事業、下鶉生活館建設事業、鶉プール改修事業等の財源として1億4,840万円を計上しました。

町債は、公共施設等整備事業債、道路橋りょう債などの増により、前年度比144.4%増の7億3,590万円としました。

繰越金は、過年度繰越金の実績を勘案し、3,000万円を計上しました。

次に、歳出の概要でございます。7ページも併せて御覧願います。人件費は、議員報酬や職員の給料、諸手当など、今年度から会計年度任用職員制度開始のため物件費（賃金）から人件費（報酬等）へ計上を変更したため、前年度比19.1%増の6億8,211万円としました。

扶助費は、障害者自立支援費など、前年度比2.5%減の3億3,077万3,000円としました。

公債費は、令和元年度まで借入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比3.9%増の3億5,098万円としました。

物件費は、庁舎及び各公共施設の管理経費など、

今年度から会計年度任用職員制度開始のため物件費（賃金）から人件費（報酬等）へ計上を変更し、前年度比27.3%減の2億4,366万6,000円としました。

補助費等は、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比8.0%減の5億3,022万8,000円としました。

投資的経費は、役場本庁舎建設事業及び橋梁長寿命化事業など、前年度比166.1%増の9億6,108万円としました。

貸付金は、中小企業融資貸付金により、前年度比3.1%増の825万円としました。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比4.9%減の2億6,343万7,000円としました。

続きまして、各特別会計予算の概要でございます。5ページも併せて御覧願います。国民健康保険事業特別会計は、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比6.4%減の8,394万7,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比2.4%減の6,977万5,000円としました。

下水道事業特別会計は、下水道施設の管理経費など、前年度比2.5%増の1億4,000万9,000円としました。

水道事業会計は、収益的収支では人件費や長期償還利子など、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本費合計で前年度比7.6%増の3億1,040万9,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明を申し上げます。また、令和2年度の主要事業につきましては、8ページから14ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議

案第7号、一般会計予算でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。
1、歳入、1款町税1億6,422万6,000円、1項町民税8,300万1,000円、2項固定資産税4,906万5,000円、3項軽自動車税701万円、4項町たばこ税1,983万5,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,520万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項森林環境譲与税120万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金7,010万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款環境性能割交付金300万円、1項環境性能割交付金、同額であります。

8款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税16億5,400万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金11万9,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料1億7,176万1,000円、1項使用料1億5,579万8,000円、2項手数料246万3,000円、3項証紙収入1,350万円。

13款国庫支出金2億4,113万4,000円、1項国庫負担金1億5,119万4,000円、2項国庫補助金8,833万9,000円、3項国庫委託金160万1,000円。

14款道支出金1億1,236万8,000円、1項道負担金9,829万3,000円、2項道補助金778万2,000円、3項道委託金629万3,000円。

15款財産収入1,482万9,000円、1項財産運用収入1,479万8,000円、2項財産売払収入3万1,000

円。

16款寄附金 1 万1,000円、1 項寄附金、同額であります。

17款繰入金 1 億4,840万円、1 項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入9,005万2,000円、1 項延滞金、加算金及び過料 1 万1,000円、2 項町預金利子 5 万円、3 項貸付金元利収入825万円、4 項受託事業収入121万5,000円、5 項雑入8,052万6,000円。

19款町債 7 億3,590万円、1 項町債、同額であります。

20款繰越金3,000万円、1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が34億5,200万円であります。

次ページであります。2、歳出、1 款議会費3,732万9,000円、1 項議会費、同額であります。

2 款総務費 8 億9,082万3,000円、1 項総務管理費 8 億5,706万円、2 項徴税費588万円、3 項戸籍住民基本台帳費1,981万4,000円、4 項選挙費395万9,000円、5 項統計調査費295万2,000円、6 項監査委員費115万8,000円。

3 款民生費 7 億5,792万6,000円、1 項社会福祉費 6 億9,721万9,000円、2 項児童福祉費5,838万5,000円、3 項生活保護費208万2,000円、4 項災害救助費24万円。

4 款衛生費 2 億1,153万8,000円、1 項保健衛生費 1 億3,839万8,000円、2 項清掃費7,314万円。

5 款労働費283万2,000円、1 項労働費、同額であります。

6 款農林水産業費321万1,000円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費4,810万1,000円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費 3 億4,188万8,000円、1 項土木管理費 1 億666万8,000円、2 項道路橋りょう費 1 億4,589万5,000円、3 項住宅費8,932万5,000円。

9 款消防費 1 億5,514万8,000円、1 項消防費、同額であります。

10款教育費 1 億4,180万9,000円、1 項教育総務費1,946万3,000円、2 項小学校費4,321万1,000円、3 項中学校費4,318万5,000円、4 項社会教育費630万3,000円、5 項保健体育費2,964万7,000円。

11款災害復旧費10万円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費 3 億5,098万円、1 項公債費、同額であります。

13款職員費 5 億731万5,000円、1 項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が34億5,200万円であります。

次ページであります。第2表、継続費補正。2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、役場庁舎建設事業、補正前、総額 6 億6,818万4,000円、令和元年度、年割額7,814万2,000円、令和2年度、年割額 5 億9,004万2,000円、補正後、総額 6 億5,428万円、令和元年度、年割額7,814万2,000円、令和2年度、年割額 5 億7,613万8,000円。

第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、4,700万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域自立促進特別事業、5,050万円、同上、同上、同上。

役場庁舎建設事業、5 億3,680万円、同上、同上、同上。

総合行政情報ネットワーク回線更新事業、360万円、同上、同上、同上。

下鶉生活館建設事業、5,050万円、同上、同上、同上。

逢来橋長寿命化補修事業、3,110万円、同上、同上、同上。

緑橋長寿命化補修事業、430万円、同上、同上、同上。

緑が丘団地公営住宅除却事業、1,210万円、同上、同上、同上。

合計 7 億3,590万円。

次に、議案第 8 号、国民健康保険特別会計予算でございます。112ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款国民健康保険税3,028万7,000円、1 項国民健康保険税、同額であります。

2 款使用料及び手数料 1 万2,000円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金3,752万9,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入1,611万9,000円、1 項延滞金及び過料2,000円、2 項雑入1,611万7,000円。

歳入合計が8,394万7,000円であります。

2、歳出、1 款総務費8,379万2,000円、1 項総務管理費8,262万6,000円、2 項徴税費116万6,000円。

2 款諸支出金 5 万5,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が8,394万7,000円であります。

次に、議案第 9 号、後期高齢者医療特別会計でございます。124ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款後期高齢者医療保険料4,363万円、1 項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金2,593万円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入21万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入

21万1,000円。

歳入合計が6,977万5,000円であります。

2、歳出、1 款総務費171万4,000円、1 項総務管理費49万7,000円、2 項徴収費121万7,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金6,775万1,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が6,977万5,000円であります。

次に、議案第10号、下水道事業特別会計予算でございます。134ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款分担金及び負担金 1 万8,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料2,911万9,000円、1 項使用料、同額であります。

3 款繰入金9,577万円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

5 款町債1,510万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が 1 億4,000万9,000円。

2、歳出、1 款下水道費4,487万2,000円、1 項下水道整備費3,603万2,000円、2 項下水道維持費884万円。

2 款公債費9,503万7,000円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 1 億4,000万9,000円であります。

次ページであります。第 2 表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業、350万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当

該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、670万円、同上、同上、同上。

公営企業会計適用債、490万円、同上、同上、同上。

次に、議案第11号、水道事業会計予算でございます。156ページをお開き願います。令和2年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億3,322万4,000円、1項営業収益8,532万3,000円、1目給水収益8,518万1,000円、2目その他の営業収益14万2,000円。2項営業外収益4,790万1,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金4,583万6,000円、3目他会計負担金199万5,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億3,322万4,000円、1項営業費用1億1,574万8,000円、1目原水及び浄水費1,835万5,000円、2目配水及び給水費1,452万4,000円、3目業務費148万5,000円、4目総係費2,852万2,000円、5目減価償却費5,237万5,000円、6目資産減耗費47万7,000円、7目その他の営業費用1万円。2項営業外費用1,737万6,000円、1目支払利息及び企業債取扱費1,326万9,000円、2目雑支出24万4,000円、3目消費税及び地方消費税386万3,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入1億2,433万3,000円、1項出資金5,763万3,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債4,780万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金1,816万1,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金73万9,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億7,718万5,000円、1項企業債償還金1億1,048万5,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費6,670万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長からご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（大内兆春） 日程第13、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第7号から議案第11号までについて、委員会条例の規定により7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第11号までについては、7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会

において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には吉川議員、副委員長には伊藤議員を指名いたします。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日の11日と明後日の12日の2日間、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、11日と12日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、13日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれをもって散会いたします。

（散会 午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定に

よりここに署名する。

令和 2 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議

午前 1 0 時 5 0 分 散 会

○議長（大内兆春） 日程第 2、町政執行方針に

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑及び一般質問
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

4 番	吉 川	洋
5 番	数 馬	尚

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和 2 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、吉川議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑及び一般質問

に対する質疑及び一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 小 澤 一 文 議員

○議長（大内兆春） 初めに、1 番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1 番（小澤一文） 初めに、このたびの新型コロナウイルスによってお亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げますとともに、治療中の方々の一刻も早いご回復をお祈り申し上げます。また、奥山町長はじめ、職員の皆様、また学校関係者の皆様など、本件対策にご尽力をいただいております全ての皆様に対し厚く御礼を申し上げます。

町政執行方針について質問させていただきます。第 3、安全で生活環境が整ったまち、2、安心安全に暮らせるまちづくりの推進から大規模災害発生時の情報共有の対策に関して伺います。近年大規模震災、大規模水害、また大規模風害と想定を超える災害が頻発しています。これらの大規模災害に対して現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断の下で適切に対応することが重要です。今日 I C T、情報通信技術の進歩により被災現場の様々な情報をリアルタイムで収集し、活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるための I

C Tの利活用が広く進められているようです。さらに、災害時の被害を最小に抑えるとともに、的確な救援と迅速な復興を進めるための基盤的防災情報流通ネットワークシステムの開発によってリアルタイムで関係機関は情報の共有ができる状況にあるそうです。特に大規模災害を想定した場合、学校の体育館や地域の生活館などの指定避難所での避難生活が長期化するケースがありますが、刻々と変化する避難所の最新情報をリアルタイムで共有できるシステムの構築は大変有意義なことです。こうした最新情報をつなぐ体制の整備は、課題であると考えます。加えて、災害の発生が想定される場面で現場の状態を安全に確認するために、また発災直後の近寄ることのできない被災現場で救助を求める人の搜索や被災現場の状況など、ドローンを活用することによって迅速かつ正確な状況掌握を進めることができます。このように災害発生時においてドローンは、様々な場面において利活用できることが想定され、こうして得た情報を関係機関が共有することにより被災現場に対して迅速な対応ができるものと考えます。今後ドローンの有効な活用を検討し、消防支署などにドローンを配備すべきではないでしょうか。ドローンの配備についての見解をお伺いします。

次に、第5、みんなで創るまちからSDGsの取組についてお伺いします。国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、第2期総合戦略の政策体系が明らかになりました。第1期総合戦略の成果と課題を踏まえ、主な取組の方向性としては、1、東京一極集中の是正に向けた取組の強化、2、まち・ひと・しごと創生の基本目標と横断的な目標に基づく施策の推進などが示され、活力ある地域社会の実現を目指し、新たな地方創生の推進が始まることになりました。この取組に示されたまち・ひと・しごと創生の横断的な目標の中に新しい時代の流れを力にするとして、自治体がSDGsの達成に向けた取組を通すことにより直面している課題に対して効果的にアプロ

ーチができるようになりました。SDGsとは、持続可能な開発目標という意味で、2015年に国連総会で採択され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、世界全体が取り組んでいくべき17の目標のことです。地方には、少子高齢化や人口減少、それらによる経済規模の縮小や自治の担い手不足など、地域サービスの維持が困難になる様々な課題を抱えています。町政執行方針に自治体運営は大きな転換期に直面しており、常に新たな発想で取り組まなければならないとありました。まさしく今地方創生分野においてSDGsを積極的に推進するのは、そこに新しい価値を創出することにより地域課題の解決に向けた新しい体制を構築できる有効な機会が得られるからと考えます。そして、容易ではないが、この取組によって皆が安心して生活ができる町づくりにつながる希望があります。ここに自治体がSDGsを導入する意義と目的があると考えます。SDGsの達成には、産官学民が連携した取組が必要とされています。また、昨年12月に改定されたSDGs実施指針には、議会の役割についても明記がされたところです。

さて、本町では第1期総合戦略が1年延長になったことから、第2期総合戦略、第7期総合計画後期基本計画は令和3年度より開始されます。地方創生分野のSDGs推進に向けた取組などは、後期基本計画に反映されるものと考えます。一方、内閣府の調査では、SDGsの達成に取り組む自治体は昨年12月公表分で全体の13%、241団体にとどまっているそうですが、令和2年度におけるSDGsに対する本町の取組について所見をお伺いして質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 1番、小澤議員の1件目のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、2、安心安全に暮らせるまちづくりの推進、大規模災

害発生時等の情報共有についてお答えいたします。

近年災害発生時における行政多方面での情報共有は、議員ご指摘のとおり重要と認識しており、国においては国立研究開発法人の研究所において国全体で状況認識を統一し、的確な災害対応を行うために、所掌業務が異なる多数の省庁や関係機関等の間で双方向の情報を共有するためのパイプ役として昨年から基盤的防災情報流通ネットワークが運用されております。将来的な応用として、市町村レベルで被害把握や避難所対応、物資の配給対応状況や今後活用が期待される5Gの活用など、様々な最新情報の共有に資するものと思われます。開発の動向をうかがいながら、国、道を通じたしかるべき時期に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、災害時、火災時に目視ができない被災箇所の把握や人命救助を目的に各地の消防や自治体において配備されておりますドローンであります。熊本地震や九州北部豪雨では災害現場の確認に大きな成果を上げており、遭難救助においても優れた効果が実証されております。これら実績を基に砂川地区広域消防組合においては、平成30年度に消防本部にドローン1機を導入しております。このドローンは、正確な位置情報を伝えるためのGPS機能と被災箇所等を鮮明に映像化できる録画機能付きのカラーカメラを搭載しており、約30分の連続飛行が可能なものであります。運用に当たり、操縦に要する認定講習を受講した消防職員6名を本部の警防課に配属し、本町を含む1市3町の組合管内において人員、器材を含めた直ちに運用できる体制を整えており、導入後は浦臼町において発生いたしました行方不明者の捜索にも運用したところであります。以上のことから、本町の災害等対応時におけるドローンを用いた情報収集体制は、消防組合において既に確立されており、今後に備え、目視できない危険箇所の事前把握にも運用することも考えておりますことを申

し添え、答弁いたします。

次に、2件目のご質問、自治体のSDGsの推進についてお答えいたします。SDGsにつきましては、議員のご質問の中で説明があり、重複するところもありますが、改めて概略を説明いたしますと、SDGsとは持続可能な開発目標の略称で、2015年の国連サミットにおいて国連加盟国193か国が2016年から2030年までの15年間で達成をするために掲げた17の目標であり、日本においても2016年にSDGs推進本部が開催され、以後年2回会合が開催されているとされております。また、2019年には推進のための指針が改定されたことにより、民間企業においても自治体においてもSDGsを意識、表現するようになったと思われれます。具体的には17の目標、ゴールと言われておりますが、この17のゴールには169のターゲットがあり、さらにその下には詳細版として数値目標を掲げる232のインディケーターからの三重構造となっております。一つ一つの説明はいたしません、17のゴールの中には自治体、いわゆる行政が取り組むべき目標もあると認識しております。

自治体におけるSDGsの推進であります。本町のSDGsを含めたほとんどの自治体は人口減少、少子高齢化問題を抱えており、町づくり計画や地方版総合戦略の下、これらの課題に対し、それぞれの自治体に合った独自の施策も含め既に取り組んでおりますが、改定されたSDGsの指針において地方創生も含め、課題に対処するための方策としてこのSDGsを活用するとされ、SDGsの推進を主流化する傾向にあります。本町の取組にありましては、既に申し上げましたが、具体的施策の例として申し上げますと、17の目標のうち、3、全ての人に健康と福祉をとあり、これについては町政執行方針の第1、健康でいきいきと暮らせるまちが、4、質の高い教育をみんなには第2、あらゆる世代の人が豊かな心を育てるまち及び教育執行方針全般が、さらに13、気

象変動に具体的な対策をは安心安全に暮らせるまちづくりがそれに当てはまると考えております。さらに、SDGsの推進体制においても第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のための体系がそのまま当てはまり、既に推進体制は存在していると思料するところではありますが、計画書内にSDGsという文言の表記がないことから、本町に限らず他の自治体においてもSDGsの推進はなし得ているものの、推進しているとはみなされていないのではないかと感じております。令和2年度におけるSDGsに対する本町の取組とのご質問であります、これまで本町の課題に対して取り組んできた施策を継続して推進することと、新たなものとしては国土強靱化に伴う本町の強靱化計画の策定及び第7期総合計画後期計画、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の策定に当たりSDGsを盛り込むこととなりますし、推進に当たってはSociety 5.0のコンセプトの下の推進ということも意識していかなければならないと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 次に、8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 令和2年第1回定例会に当たり、人口減少、移住定住対策について質問いたします。

上砂川町の人口の社会増減、自然増減について、昨年1年で110人ほど減少しておりますが、本町は高齢者支援対策を重点に強化したことにより抑制を図られているのではないかと感じております。1月25日の北海道新聞の記事に、管内24市町

の人口減少数値は社会減、自然減ともに6,000人減となっておりますが、軒並み前年度対比で減少し続けているのに対し、深川市、雨竜町、上砂川町の3自治体が抑制されることができたと掲載されておりました。現在どこの自治体も移住定住対策に取り組んではおりますが、人の取り合いのようになっており、小規模自治体においてはなかなか成果につながらないのではないかと感じております。このような中、特に高齢者における人口減少対策を行うには、現在町内在住者なるべく流出させないことが求められており、本町においては高齢者の外出の機会づくり、認知症予防など、福祉課及び地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携し、地域包括ケアシステムの推進を図ることにより大きな成果を上げることができたと思っております。

現在高齢者施策において、地域に若い人が少ないことから、高齢者自らがボランティア組織を形成し、多世代との交流事業に協力をいただいていることにより、自助、公助、共助に向けて確立できている状況ですが、本町は人口ビジョン、総合戦略にもありますように2040年に本町は目標人口を1,900人としております。今後人口減少の抑制を図る施策について、どうしても買物の利便性のよさやサービス付高齢者向け住宅のある自治体に移住する方が増えてきていることから、町内在住の高齢者においても自分の子供や身内を頼って他の自治体に転居をして、その町の施設に入居するというケースが増えているように思います。自分がこの先高齢になっても自立して住み続けることのできる町を考えたとき、一番苦勞するのは買物を含めた交通機関の利便性、除雪を含めた身の回りの家事なのかと思います。今後本町は、持家の方もおりますが、自然減などで空き家も多くなるのかと思いますので、空き家、空き地バンクを通じて町営住宅在住の方や町外の団塊の世代も含めての移住定住情報の周知強化も必要かと思えます。また、ハード部分において、本町はサービス

付高齢者向け住宅がないことで新たに建設するとなると経費もかかりますが、民間事業者との協議も含めた中で建設を検討するのも今後必要なのかと思います。ソフト面の強化については、福祉課及び地域包括支援センター、社会福祉協議会が窓口となり、ボランティア組織が確立されつつありますが、若年層が少ない本町においては将来に向けての引継ぎというのが今後事業展開していく上で支障が出てくるのではないかと思います。町内の団体と連携した中で大規模なボランティア組織の設置を検討していかなければならないと思いますが、これからの人口減少、移住定住対策について本町の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 8番、高橋議員のご質問、第5、みんなで創るまち、人口減少、移住定住対策についてお答えします。

初めに、本町の人口動態について申し上げますが、2月末現在で2,857人で、前年同月と対比し111人の減となり、人口減少は続いている状況にあります。その内訳を見ますと、社会減が41人、自然減が70人となっており、人口減少が続く中にあっても社会減の割合は減少傾向にあります。その要因といたしましては、一人でも多くの高齢者の健康寿命の延伸と住み慣れた町で暮らし続けることができるように地域包括ケアシステムの充実に努めたことにより、一定の成果があったものと思われ、施策の推進に当たって各関係機関と一体となり、ケアサポーター養成講座や介護予防、認知症サロンなどの実施や独自企画による福祉イベントなど住民主体のボランティアが事業を推進しており、各自治体において高齢化が進展している中であってこれらの活動が注目され、視察に訪れたと思われます。また、60歳までの社会減についても減少傾向にあり、これまで地道に進めてきた

移住定住施策の効果も現れてきたと思料するところであります。

議員ご質問の空き家、空き地バンクを通じて移住定住情報の周知強化であります。これまでの登録件数は空き家で12件、空き地で8件あり、そのうち空き家で8件、空き地で3件の売買が成立しております。周知方法については、ホームページや広報の掲載のほか、固定資産税納付書発送時に空き家、空き地バンク登録に関するチラシを同封するなどして周知をしており、住宅取得に係る移住定住奨励金については昨年新築で250万、中古住宅で100万に限度額を引き上げたこともあり、今後も積極的にこれらの施策のPRに努めていきたいと考えております。

次に、サービス付高齢者向け住宅についてであります。民間事業者への意向を確認はしておりますが、近隣に同類施設が多いことや働く人の確保の問題もあり、実現には至っておりませんが、引き続き模索していきたいと考えております。

ボランティア組織についてであります。議員お見込みのとおり現在のボランティア組織は若年層が少なく、サポーターも高齢なことから、体制維持に当たり多くの課題を抱えており、行政と社会福祉協議会だけではなく、商工会議所や民間事業者などが一体となった体制構築も検討していきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次に、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 第4、魅力と活力があふれるまちの3、観光資源の活用や魅力づくりの推進

について質問いたします。

観光資源の活用や魅力づくりの推進の中で特産品の開発、特にまちの駅ふらっとにおいて菓子製造業の営業許可を得て本町のお土産として地域おこし協力隊による特産品の開発、販売に努めるとあります。食の持つ影響力は大きいものがあり、あの町に美味しいものがあるからといってわざわざ遠くから足を運び、多くの人がある地域にお金を落としてくれます。まさに町の新しい活力となる可能性を秘めていると言っても過言ではありません。だからこそ、協力隊の皆さんには努力をしていただきたいと思います。こればかりは努力だけではどうにもならない一面もあります。やはり町のお土産として開発、販売をするならば、クオリティーの高いすばらしい誰もが認め、これなら大丈夫というものを作ることが絶対必要だと思います。現在担当する方の意欲と努力はすばらしいものがあり、高く評価するところではありますが、しかしながらまだまだ努力をして腕を磨く必要を感じるころでもあります。そこで、食に係るものは、個人の素質とそれを伸ばすために時にはプロ、専門家による指導、アドバイスも必要と考えております。また、出来上がったものを客観的に評価するための作業、試食会等を定期的に行い、いいものはいい、また試作が必要なものは必要としてしっかり評価をして本人の努力を促し、より一層レベルアップをするための仕組みづくりが必要と考えます。せっかくのチャンスを生かすためにも、町としてこのようなバックアップ体制をつくり、応援することも必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、現在の地域おこし協力隊は、それぞれがすばらしいキャラクターの持ち主で、それぞれの能力を生かし、いろいろなメニューの行事を展開して多くの町民、時には町外の方々にも広く認められており、大変すばらしいことであります。このようなそれぞれのメニューの中には、やりようによっては今後事業として将来継続が成り立つ可

能性を感じるものもあります。ただ、一気に起業をするとなるとハードルが高くなると思いますので、そこでせっかく町民となっているところから、一人でも多くが町に残り、魅力ある町づくりに参加をできるよう行政として将来を見出せるように特別に支援をする仕組みをつくれば、また将来も魅力、能力ある協力隊を引き寄せることにつながるとは思います。お土産品作りを含め、これらについてどのようにお考えかお尋ねをして質問いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、吉川議員のご質問、第4、魅力と活力があふれるまち、3、観光資源の活用や魅力づくりの推進についてお答えします。

初めに、まちの駅ふらっとにおきましては、昨年菓子製造業の営業許可を得たことから、地域おこし協力隊員が特産品として開発した石炭ケーキやクッキーなどのテイクアウトが可能となり、多くの町民の皆さんに購入をしていただいているところであります。議員のご質問でも触れておりましたが、食の持つ影響力は大きなものがあり、話題により他地域から足を運んでもらうことなどが期待でき、このことにより町を訪れる方が増え、交流人口の増加にもつながると考えております。土産品として開発、販売するのであれば、クオリティーの高いものが求められることから、これまでも地域おこし協力隊が既にイタリアやスウェーデンにおいてスイーツ作りなどの修業を積んでおりますけれども、さらなる自己研さんのため、和菓子作りの講習会や起業のための研修会などにも積極的に参加しているところであります。また、新メニューの開発時には、職員のみならず、ふらっとの利用者や町づくり町民会議などにも提供し、率直なご意見を頂きながら改善に努めており、今後においても新メニューを開発したときには各

種会議やイベントにおいても試食をしてもらうなど、幅広くご意見を頂く機会を設けてまいりますとともに、引き続き講習会の参加や状況に応じては専門家のアドバイスが得られるような機会を設けるなど、今後も地域おこし協力隊をサポートし、特産品開発に努めていきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の起業に対する支援についてであります。現在3年の任期終了後町内において起業する場合、最大100万円を助成する制度はあり、既に1名の隊員がこの制度を活用しております。また、執行方針でも述べさせていただいておりますが、町内で起業する方に対する創業支援制度を創設することとしております。しかしながら、隊員の能力を生かし、事業が継続できるよう、それぞれのケースに応じて活動を支える支援も大変重要だと考えており、協力隊に限らず、起業後も一定の期間支援できる制度を検討したいと考えております。また、状況に応じて町内で起業する意思のある隊員については、任期の3年目以降も引き続き単費での雇用も検討したいと考えております。あわせて、起業するに当たりましては、やはり商工会議所の支援も必要になるかと考えます。町と商工会議所が連携することにより、さらなる町の活性化にもつながると考えておりますので、引き続き商工会議所の協力を得ながら、さらに要請をし、支援体制について対応していきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。吉川議員。

○4番（吉川 洋） 質問ではないのですが、試食会等については私もしているのですが、遠慮ぎみの評価が多いような気がしますので、これからより素直に、率直にいろんな評価をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数 馬 尚 議員

○議長（大内兆春） 次に、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○5番（数馬 尚） 令和2年第1回定例会に当たり、町政執行方針、第5、みんなで創るまち、1、ともに行動するまちづくりの推進、各町生活館等照明設備のLED化についてご質問をいたします。

長年の懸案事項であった下鶉生活館の建て替えが本年度実施されることになり、誠に喜ばしい限りであります。これに勝るとも劣らない老朽化の著しい鶉若葉生活館も次年度以降建て替えの対象になると考えております。高齢化、少子化、人口減少により沈滞ムードの漂う上砂川町にとって明るい話題が提供され、地域コミュニティー活動も活気づくものと思っております。他方、東鶉ふれあいセンターや鶉本町生活館などほかの生活館は、建設後30年、あるいは30年近くは経過するものの、まだまだ建て替え対象には至らず、これから相当年数現状のまま使用されると思います。

そこで、これまでも自治会からも要望しておりますが、建て替え対象以外の生活館施設等の電気照明設備のLED化について、生活館運営費の大きなウエートを占める光熱水費の中でも特に電気料金の割合が大きいことから、この費用を軽減し、経費の節約を図ってはいかがと考えるものであります。LED化について電気料が軽減されることは、町民センターの平成24年度までとLED化が実施された平成26年度以降の電気料金を比較すると一目瞭然となっております。LED化についてぜひ実施くださるよう、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（大内兆春） ただいまの5番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 5番、数馬議員のご質問、

各町生活館等照明設備のＬＥＤ化についてお答えいたします。

本町の公共施設における照明設備につきましては、町民センター、体育センター及び中央小学校については耐震化大規模改修時に、消防庁舎、認定こども園、まちの駅ふらっと、そして現在建設中の役場庁舎や令和２年度建設予定の下鶴生活館については公共施設のＣＯ₂排出削減に向け、省エネ設備であるＬＥＤ化の整備を進めることとしております。ＬＥＤ化による効果といたしましては、長寿命、劣化が少ないことに加え、消費電力の大幅な削減が可能で、白熱電球や直管蛍光灯に比べ、使用していた照明器具の種類や使用量などにもよりますが、一般的には５割程度の削減が見込めるとされております。議員のご質問の中でも触れておりましたが、町民センターや体育センターにつきましては毎年の施設の利用状況にもよりますが、照明を含む施設全体の電気料金が２割程度減少したところであります。各町生活館等のＬＥＤ化についてであります。照明器具の交換だけでも多額な初期費用を要することから、費用対効果も考慮しながら、未整備の上砂川中学校や産業活性化センターなども含め、優先順位をつけながら、順次ＬＥＤ化を進めていきたいと考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○５番（数馬 尚） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑及び一般質問を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第３、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 越 前 等 議員

○議長（大内兆春） ２番、越前議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○２番（越前 等） 教育行政執行方針、教職員の資質向上についてお伺いいたします。

上砂川町での教員の働き方のため、時間外勤務はどのようになっているのでしょうか。昨年１２月に国が給特法の一部改正をしました。いわゆる公立学校に１年単位の変形労働時間制の導入をするものです。この審議において、教職員の定時ではこなし切れない業務量、夏季休暇等も研修、部活で休みが取れない、長時間労働が常態化して子供たち一人一人と向き合う時間もつけないといった状態が明らかになりました。私は、まずこの制度を現場に導入せず、教員定数増、業務改善、労働基準法３７条の適用除外を給特法から外すことなどの改善が先に求められると思います。研修などに参加したくてもできない状況を解消しなければなりません。道に対してしっかりとこのことを要求していく方針であります。教育長もこの姿勢で教育現場を守り、学力向上に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大内兆春） ただいまの２番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） ２番、越前議員のご質問、１、学校教育の推進、（１）、学習指導の充実、教職員の資質向上についてお答えいたします。

近年教職員の多忙化が顕著となっていることから、教職員が児童生徒に対する指導が充実して行え、また健康で生きがいを持って勤務することができる環境を構築することが重要との認識で、道では平成２１年度に教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策を策定したところです。しかし、平成２８年度に実施された教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の結果では、１週間当たりの勤務時間が６０時間を超える者の割合が一般教員

では小学校で2割、中学校で4割となっており、教員の多忙化が解消されていない状況となっています。

議員からのご質問の1点目、当町の小中学校教員の時間外勤務の実態についてですが、現状では小学校においては1か月1人当たり平均約4時間、中学校では約10時間と各学校から報告を受けており、当町としては際立って多忙な状況とはなっていません。道教委としては、先ほど述べた調査を踏まえ、道内全ての学校において働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示した学校における働き方改革北海道アクションプランを平成29年度に策定したところです。また、各市町村教育委員会においても道のプランに準じて時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針、計画の策定が求められ、具体的な取組として部活動指導に関わる負担軽減や勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実などを記載した上砂川町立学校における働き方改革アクションプランを策定し、プランに基づき年間9日間の学校閉庁日などを実施して教員の業務軽減に努めているところです。

このような中、国では中央教育審議会より平成31年1月に教職員の業務範囲の適正化や公立学校の教職員の勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入などを求める答申を受け、12月に自治体の判断で導入できるよう教職員給与特別措置法を改正したところです。このたびの変形労働時間制の概要については、忙しい時期に所定労働時間を延ばし、代わりに夏休み期間にまとめて休むとしておりますが、議員のご指摘のとおり当町においては定時に帰れないなど長時間労働が問題となっている教職員はほとんどいなく、先ほど述べたとおり大部分の教職員は問題となるレベルではなく、各研修についても希望どおり参加できている状況です。

いずれにいたしましても、道議会において条例が制定され、令和3年度から自治体の判断で導入

することが可能となることから、令和2年度においては教職員の出退勤の時間を把握するタイムカードの導入を行い、教職員の時間外について1か月について45時間、1年当たり360時間を上限とする教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則を定めるなど、今後教育委員や各学校長とも協議を行い、改正法の趣旨に沿えるよう努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次に、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 学校教育の推進、1、学習指導の充実について質問いたします。

全国学力・学習状況調査において、小学校においては国語、算数ともに全国平均に等しい状況とあり、いろいろな取組が功を奏した結果だと思われます。学校現場並びに関係者のご努力を大きく評価をするところでもあります。しかしながら、残念なことに中学校の調査においては国語、数学、英語において全国平均を下回る結果となっており、小学校のよい結果がなかなか中学校につながっていません。その原因については、どのように把握をされているのか、またこれらは一概には言えないと思いますが、学校現場、地域、家庭等における全体の学習環境も考えなければならないと思うところであります。教育現場においても数々の検証はしているものと思いますが、上砂川の子供たちがよりよい教育環境の下で勉学に励み、結果が得られるように素早い対応と具体的な方針を示すことが必要と考えるところではありますが、この点について教育委員会としてどのようにお考え

かお尋ねをして質問といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 4番、吉川議員のご質問、1、学校教育の推進、（1）、学習指導の充実についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストは、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、課題の検証と改善を図るとともに、児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に毎年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しております。本年度は、例年の国語、算数、数学に加えて中学生は初めて英語も実施されたところです。令和元年第3回定例会における教育長行政報告や町広報においても結果については、議員がおっしゃるとおり小学生においては国語は全国平均を上回り、算数は全道平均と同じでありました。一方、中学生においては、全国、全道平均との差が広がったところです。小学校での改善結果が中学校に反映されていないのではという点につきましては、残念ながら議員のご指摘のとおりでございます。

全国学力テスト後の対応としては、テスト終了後直ちに各学校にて独自採点を行い、解答ができなかった弱点部分を分析し、その対応と、また7月末の正式に公表された後においても各校長へ再度分析と対応を指示してきたところです。また、各学校においても管理職を含めた学力向上委員会を年3回程度開催し、そのうち1回は小中学校全教員が出席してテストの結果と課題について各校の教務主任から説明を受け、共通認識を持ち、小中一貫の改善の取組となるよう学力向上に向けた取組も行っております。しかし、その一方、テストと同時に実施される生活習慣や家庭における学習状況を生徒に質問する児童生徒質問調査において、ふだん家庭学習の時間について1時間以上学

習すると答えた割合は小学生では76.5%、受験を控えている中学生は57.1%で約20ポイント中学生が低くなっていました。また、本年度の調査項目にはありませんでしたが、昨年度の調査においては放課後何をして過ごしているかとの問いに小学生は勉強や読書と答えた者が多かったところですが、中学生についてはゲームやネットを見ると答えた者が一番多かったところでした。このように受験を目の前にしても家庭では勉強に力が入っていない現状が明らかになっております。放課後の過ごし方について課題があることから、中学校では個々の生活リズムの確認を行うことと自己管理能力を育成するために自分ログノートと呼ばれるものに日々の生活状況を記載させ、先生に提出させる取組を行っております。

いずれにいたしましても、本人の頑張りや意欲も重要ですが、高学年になるにつれ、家庭では勉強よりもゲームやスマートフォンを使用する割合が多くなる傾向が顕著であるため、少しでも勉強する時間を増やすよう、家庭においてはゲームなどの使用時間のルール化の設定など、学校を通して保護者にも協力を求める対応も必要でありますので、新年度から動き出すコミュニティ・スクールの活用も考えながら、町民皆で子供たちの学力向上対策が行えるよう検討していくことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日の14日から17日までの4日間、議案調査等のために休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、14日から17日までの4日間、休会することに決定いたしました。

なお、休会中の16日、17日につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

令和 2 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 8 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 1 2 分 閉 会
定足数に達しておりますので、令和 2 年第 1 回

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 7 号 令和 2 年度上砂川町
一般会計予算
- 第 3 議案第 8 号 令和 2 年度上砂川町
国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算
- 第 4 議案第 9 号 令和 2 年度上砂川町
後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 1 0 号 令和 2 年度上砂川町
下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第 1 1 号 令和 2 年度上砂川町
水道事業会計予算
※ 予算特別委員会委員長報告
- 第 7 調査第 1 号 所管事務調査につい
て
（追加日程）
- 第 8 決議案第 1 号 「民族共生の未来を
切り開く」決議

○会議録署名議員

4 番	吉	川	洋
5 番	数	馬	尚

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、吉川議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 7 号 議案第 8 号 議案第 9 号 議案第 1 0 号 議案第 1 1 号

○議長（大内兆春） 日程第 2、議案第 7 号 令和 2 年度上砂川町一般会計予算、日程第 3、議案第 8 号 令和 2 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第 4、議案第 9 号 令和 2 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 5、議案第 10 号 令和 2 年度上砂川町下水道事業特別会計予算、日程第 6、議案第 11 号 令和 2 年度上砂川町水道事業会計予算につきまして、予算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際 5 件を一括して予算特別委員長より審査結果の報告を求め、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、吉川予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（吉川 洋） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月16日、17日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

初めに、議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算であります、討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第8号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第9号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第11号、令和2年度上砂川町水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（大内兆春） ただいま予算特別委員会委員長より、議案第7号から議案第11号までについてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべき

ものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第8号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第9号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（大内兆春） 日程第7、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に決議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎決議案第1号

○議長（大内兆春） 日程第8、決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議を議題といたします。

それでは、数馬議会運営委員長、ご登壇の上ご説明をお願いいたします。

○議会運営委員長（数馬 尚） ただいま上程されました「民族共生の未来を切り開く」決議についてご説明いたします。

皆様ご承知のとおり、北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁労により独自の文化を形成しておりました。2019年4月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。

以上のことから、ウポポイが開設されるこの機会に道内各地の町村から先頭に立って民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明したく、決議案を提案するものであります。

それでは、決議案を読み上げます。

「民族共生の未来を切り開く」決議

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目

標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、上砂川町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、上砂川町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

令和２年３月18日

上砂川町議会

以上、説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、これより決議案第１号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、委員長提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、決議案第１号 「民族共生の未来を切り開く」決議は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和２年第１回上砂川町議会定例会を閉

会いたします。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午前１０時１２分）

地方自治法第１２３条第２項の規定に

よりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

令和2年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月16日（月曜日）午前10時00分 開 会
午後 1時45分 散 会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第 7号 令和2年度上砂川町一般会計
予算

◎委員長挨拶

○委員長（吉川 洋） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

10日の定例本会議におきまして予算特別委員会が設置をされ、私が委員長に指名をされました。委員各位のご協力をいただきながら、本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

予算特別委員会に付託されました案件は、令和2年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が34億5,200万、特別会計を合わせますと40億5,614万となり、前年度と比較しますと5億8,942万4,000円増の予算となっております。内容を見ますと、人口減少対策、子育て支援、移住定住、そして役場庁舎建設事業をはじめとする投資的経費など重要施策が計上されておりますことから、本特別委員会といたしましてもそのあたりを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いをしたいと思います。

以上、大変簡単でございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○委員長（吉川 洋） ただいまの出席委員は、堀内委員から欠席の届出がありましたので、6名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立をいたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（吉川 洋） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日と明日17日の2日間、令和2年度の町づくりに向けた各種施策など具体的事業を盛り込みました一般会計予算をはじめ4特別会計のご審議をいただきます。委員の皆様方の活発なご審議をお願い申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、予算の大綱でも触れさせていただきましたが、本町の財政状況は依然として地方交付税に大きく依存する状況であります。一部町内企業の業績が顕著

であり、わずかでありますけれども、税収に寄与するなど明るい兆しも見られております。引き続き限られた財源を最大限に生かし、急がれる人口減少問題への対策をはじめとします諸課題に対応し、子供から高齢者まで幅広く即効性のある事業、施策について予算を計上したところであります。

予算の概要であります、令和2年度一般会計予算は34億5,200万円の予算規模となりまして、特別会計の6億414万円と合わせ、総額40億5,614万円となっております。災害時等有事の際の活動拠点ともなります役場本庁舎建設につきましては、庁舎の建築主体工事をはじめとします関係経費及び外構工事を含めると、全体事業費については総額6億9,527万円を計上しております。さらに、地域住民の様々な自治活動の拠点となります下鶴生活館の建て替え事業など町民生活に欠かすことのできない事業を行うための予算を計上し、全会計を合計いたしますと前年度対比17%、5億8,942万4,000円の増となったところであります。今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、夢と希望に満ちた輝く町の創生の実現に向け、町民が安心して元気に生活を送り、そして一人でも多くの町民の希望や願いを実現できる町づくりに向け、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度の予算の内容につきましては、この後担当課長から申し上げますので、改めてご審議をお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。
それでは、これより議事に入ります。

議題の（１）、予算特別委員会の日程について内野議会事務局長から説明をいたします。

○事務局長（内野博之） それでは、お手元の配付しております審査日程表に基づきまして説明さ

せていただきます。

予算特別委員会次第書の次のページを御覧いただきたいと思っております。審査日程は、本日16日と17日の2日間を予定しております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議をいただき、その後令和2年度一般会計予算から審査を行います。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順に進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を終え、17日は国保会計、後期高齢者医療会計、下水道事業会計の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思っております。以上2日間の日程で付託になりました案件につきまして審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ただいまの説明に対して質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集をよろしくお願いいたします。

◎予算審査の方法について

○委員長（吉川 洋） 次、議題の（２）、予算審査の方法について内野議会事務局長から説明をいたします。

○事務局長（内野博之） それでは、予算審査の方法について説明いたします。

3月10日の本会議において提案理由、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容を説明していただくことになります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明と入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して

多少の増減の場合は説明を省略し、前年度と比べて大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑につきましては、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案毎に行うことといたします。

なお、説明者には一般会計、特別会計ともに担当課長にお願いし、補助者といたしまして主幹並びに係長の出席をお願いしているところでございます。

以上、審査方法についての説明を終わります。
○委員長（吉川 洋） ただいまの説明に対して質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、審査方法については説明どおり進めさせていただきます。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（吉川 洋） 議題の（３）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたらご発言を願いたいと思います。はい。

○５番（数馬 尚） 行政委員会の中でもちょっとお願いしたのですけれども、乗合タクシーの運行の実績表、あの日も言ったのですけれども、もしできていればお願いしたいなと。

○委員長（吉川 洋） 運行実績。

○５番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） これは今……説明のときでよろしいですか。

○５番（数馬 尚） はい、いいです。

〔発言する者あり〕

○委員長（吉川 洋） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時１０分

再開 午前１０時１１分

○委員長（吉川 洋） 会議を開きます。

数馬委員、資料作成に時間がかかりますので、明日でもよろしいですか。

○５番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） では、明日までをお願いいたします。

ほかございませんか。越前委員。

○２番（越前 等） 最初に載っていた陣痛タクシーという言葉が新しく出ましたけれども、いいことだと思うのですけれども、この運営の内容とこの運営の運営と、どこに電話したらいいのかとかいろいろあると思うのですけれども、その辺教えていただければと。

○委員長（吉川 洋） 内容説明のときにもう一度その質問していただけますか。

○２番（越前 等） はい、分かりました。申し訳ありません。

○委員長（吉川 洋） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎その他

○委員長（吉川 洋） 議題の（４）、その他ですが、委員のほうからほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） それでは、ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎議案第７号

○委員長（吉川 洋） ただいまから付託案件の審査に入ります。

初めに、議案第７号 令和２年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。１款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。内野議会議務局長。

○事務局長（内野博之） それでは、議会費につ

きまして説明させていただきます。

予算書の34ページを御覧いただきたいと思います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,732万9,000円、前年度比較27万5,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。主な増減につきまして説明いたします。1節報酬、本年度予算額1,970万4,000円、前年度比較19万2,000円の減は、委員長報酬1名減と委員報酬1名増との相殺によるものでございます。4節共済費、本年度予算額659万2,000円、前年度比較で27万4,000円の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。8節旅費、本年度予算額73万円、前年度比較13万の増は、議長・副議長研修会旅費を本年度計上したことによるものでございます。その他につきましては、前年とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で1款議会費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

1款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で1款議会費について質疑を打ち切ります。

次に、2款総務費に入ります。総務費については、米田総務課長、浅利企画課長、白土住民課長、斉藤教育次長、西村税務出納課長、内野監査事務局長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

予算書36ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額

5,924万3,000円、前年度比較で919万2,000円の減、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。1節報酬でございますが、本年度予算額407万5,000円、前年度比較で376万1,000円の増であります。増額の要因は、地方公務員法の一部改正によりまして現在雇用しております非常勤職員について本年4月1日より会計年度任用職員として任用することに伴いまして、かかる人件費をこれまで賃金で予算計上しておりましたが、制度移行後は報酬で計上することとなりますことから、本節では総務費に属します臨時事務員、また臨時公務補各1名分の報酬を計上するものでございます。3節職員手当等でございますが、本年度予算額20万2,000円、皆増であります。期末手当の支給対象となります会計年度任用職員1名分の期末手当を計上するものでございます。4節共済費ですが、本年度予算額832万2,000円、前年度比較で230万5,000円の減でございます。従前の嘱託職員のうち4名がフルタイムの会計年度任用職員へ移行し、社会保険から共済組合へ加入となることに伴いまして、かかる共済費を職員費へ計上したことによります減でございます。なお、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、この後の予算費目全てにおきましてこれまでの7節賃金が廃節となり、以降の節が繰り上がりとなりますことをご了承願います。7節報償費でございます。本年度予算額45万8,000円、前年度比較で16万5,000円の増であります。従前から実施しております外部講師によります職員研修に関わります講師謝礼で、本年度は業務の効率化に向けた研修等を予定しております。8節旅費でございますが、本年度予算額130万円、前年度比較で10万円の増、普通旅費の実績勘案によります増額でございます。10節需用費でございます。本年度予算額1,316万7,000円、前年度比較で9万6,000円の減、ほぼ前年同額につき、説明を省略させていただきます。37ページへ参りまして、11節役務費でございます。本年

度予算額911万円、前年度比較で112万6,000円の増でございます。消費税の増税分や業務用サーバーのクラウド化に伴います利用料などの増によるものであります。12節委託料、本年度予算額1,429万6,000円、前年度比較で96万4,000円の増であります。消費税の増税分や保守期間の満了によりますJアラートの保守料のほか、これまで賃金で計上しておりました庁舎等の除雪業務を計上したことによります増であります。13節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額539万5,000円、前年度比較で228万2,000円の増でございます。昨年9月の補正予算で予算計上しまして、新たに更新をしました事務用パソコンの78台分のリース料の増でございます。次のページへ参りまして、26節公課費ですが、本年度予算額6万6,000円は公用車の車検に伴います重量税の計上でございます。

2目文書広報費、本年度予算額604万9,000円、前年度比較で144万7,000円の減、財源はその他特定財源で25万円、一般財源で579万9,000円でございます。総務課が所管いたします予算で、12節委託料で本年度予算額274万8,000円、前年度比較で161万8,000円の減でございますが、町例規類集の整備業務におきまして会計年度任用職員制度の導入に要します例規類集の整備を終えたことによります減でございます。

3目財政管理費、本年度予算額274万7,000円、前年度比較で58万1,000円の増で、13節、使用料におきまして財務会計システムをクラウド化したことに伴います使用料の増でございます。

次に、4目会計管理費、本年度予算額124万6,000円、前年度比較で1万7,000円の減、財源全て一般財源でございます。本目は、出納業務に関わる経費を計上するもので、ほぼ前年同額につき、説明を省略させていただきます。

次に、5目の財産管理費でございます。本年度予算額2,011万5,000円、前年度比較で575万1,000円の増、財源内訳はその他特定財源で1,479万6,000円、一般財源で531万9,000円でございます。

本目では、町有財産の管理経費を計上するものでございます。増額の主な要因は、10節の需用費、修繕料におきましてはるにれ荘をはじめとします福祉医療センターの各所計画修繕の増と12節委託料におきまして昨年度現況図の更新を終え、これまで賃金で計上していました町有施設の除雪業務を計上し、次のページ、40ページへ参りまして、17節の備品購入費におきましてはるにれ荘の居室ベッド50床を新たに更新するための経費を計上したことによります増でございます。

6目企画費、本年度予算額563万7,000円、前年度比較で338万4,000円の増、財源は地方債で360万円、一般財源で203万7,000円でございます。本目では、主に防災関係の経費と加盟団体などの負担金を計上しております。年次で整備をしております災害備蓄品につきまして、昨年度は職員の作業着と灯油ストーブを整備いたしまして、令和2年度におきましては10節需用費、消耗品費におきまして災害時被災者へ提供いたします非常食にアレルギーに対応した主食と副食、また育児用ミルクのほか、調理に用います熱源としてカセットコンロを整備してまいります。そのほか、11節役務費では5年ごとの防災無線検査に要する手数料として13万4,000円を計上し、18節負担金、補助及び交付金におきましては北海道総合行政情報ネットワークの回線更新整備に要します経費の自治体負担分として364万7,000円を計上したところでございます。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額1万3,000円、前年度比較で6,000円の増でございます。公平委員の報酬を引き上げたことに伴います増額でございます。

次に、41ページへ参りまして、9目諸費でございます。本年度予算額323万3,000円、前年度比較で1,965万3,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目では、表彰関係の予算や弔慰金、また会議、来客用などの予算を計上するもので、減額の要因は7節報償費のうち各種表彰弔慰金に

おきまして昨年度実施いたしました上砂川120年記念事業の一環でスフェラスティックを記念品としまして全戸の贈呈配布を終えたことによるものであります。

続きまして、予算書45ページをお開き願います。13目役場庁舎建設費、本年度予算額6億9,527万2,000円、財源内訳は国・道支出金4,290万円、地方債で5億3,680万円、その他特定財源が1億1,540万円、一般財源は17万2,000円でございます。庁舎建設におきましては、令和元年度において西館の取壊しと新庁舎の基礎工事を終えまして、本年度建築主体工事、また電気、機械設備工事、外構工事に着手をするもので、工事監理業務委託費を含めまして所要の工事経費を計上するものでございます。

続いて、47ページをお開きいただきたいと思います。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額20万2,000円、前年度比較で5万6,000円の増、財源は全て一般財源です。1節報酬におきまして独自削減により減額しておりました選挙管理委員4名分の報酬の引上げによるものであります。

48ページへ参りまして、3目町議会議員選挙費、本年度予算額374万8,000円、財源は全て一般財源でございます。令和3年2月18日に任期満了を迎えます町議会議員選挙の執行に要します人件費等を計上するもので、昨年度計上しておりました北海道知事道議会議員選挙費及び参議院議員選挙費につきましては廃目となるものでございます。

以上、2款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 2款総務費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

38ページを御覧ください。2目文書広報費でございます。広報作成経費等を計上させていただ

ております。10節需用費の印刷製本費において消費税等による追加で19万1,000円増の176万8,000円であります。その他については、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、40ページを御覧ください。企画費でございます。企画課所管事項といたしましては、18節負担金、補助及び交付金で、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、42ページです。11目地域振興費でございます。本年度予算額1,923万円、前年度と比較いたしまして422万7,000円の減でございます。財源は、その他特定財源といたしまして91万円を充当いたしまして、一般財源は1,832万円でございます。増減の主な要因でございますが、次ページになります。10節需用費299万5,000円減の314万6,000円でございます。昨年発行いたしました開基120年記念誌の印刷製本費の減であります。12節委託料は、乗合タクシー業務委託料などで23万円増の359万6,000円、次に次ページになります。17節備品購入費で多世代交流拠点施設備品として20万円減の20万円の計上、18節負担金、補助及び交付金では仮装盆踊り花火大会補助金で開基120年記念として上乗せしておりました100万円と北海道空知地域創生協議会負担金30万円を減額し、129万8,000円減の435万8,000円を計上したところでございます。

12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額1,909万3,000円、前年度対比110万1,000円の減でございます。財源は、全て一般財源でございます。本目については、地域おこし協力隊6名の人件費と活動経費を計上しており、増減の主な要因でございますが、会計年度任用職員制度により人件費においては1節報酬で45万6,000円増の1,281万8,000円を計上、3節、職員手当で住居手当と期末手当の減により189万2,000円減の132万2,000円、8節旅費において通勤手当が増額されたことにより12万円増により58万4,000円

を計上、活動経費については10節需用費で新協力隊員の消耗品やまちの駅ふらっとのイベント用ポスター等の印刷製本費24万円増の94万円を計上したところでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、49ページを御覧ください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額295万2,000円、前年度対比で253万9,000円の増でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。増減の主な要因ですが、本年度国勢調査が行われることによる増で、1節報酬で209万3,000円増の226万円、3節、職員手当で15万円、8節旅費で1万1,000円、10節需用費で27万6,000円増の51万1,000円、11節役務費で郵便料2万円の計上となっております。

以上、総務費における企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、2款総務費のうち住民課が所管いたします事項につきまして説明申し上げます。

予算書は40ページをお開き願います。8目交通安全対策費、本年度予算額582万8,000円、前年度比較232万5,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目では、交通安全対策に関わる経費としまして婦人交通指導員の報酬や交通安全指導車に係る経費、交通安全推進委員会の補助金を計上しておりますが、本年4月からの会計年度任用職員制度施行に伴い交通安全推進委員に係る経費は職員費へ移行し、交通指導員に係る経費は上砂川町交通安全推進委員会の帰属となりますことから補助金に計上してございます。1節報酬につきましては、前年度まで賃金で計上しておりました婦人交通指導員3名の報酬で178万8,000円、前年度比較41万5,000円の減は交通指導員分の報酬の減によるものでございます。8節旅費6

万8,000円、前年度比較11万7,000円の減は、婦人交通指導員の通勤手当の増と交通指導員の旅費、出勤手当の減との相殺によるものでございます。10節需用費165万6,000円、前年度比較104万6,000円の増は、町内各所に設置している老朽化したカーブミラーの修繕等による増でございます。18節負担金、補助及び交付金95万円、前年度比較48万1,000円の増は、先ほどご説明しました交通指導員の報酬及び出勤手当等を補助金に計上したことによるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、説明を省略させていただきます。

次に、47ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,981万4,000円、前年度比較406万3,000円の減、財源内訳は国・道支出金413万4,000円、その他特定財源200万円、一般財源1,368万円でございます。12節委託料30万円、前年度比較29万8,000円の減は、前年度計上しておりました住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新経費の減によるものでございます。13節使用料及び賃借料1,052万1,000円、前年度比較278万3,000円の減は、住基システムの機器リース期間が本年10月までであることによる減でございます。18節負担金、補助及び交付金859万5,000円、前年度比較165万7,000円の増は、前年度から2か年で更新する社会保障・税番号制度システムのデータセンターである中間サーバープラットフォーム更新に伴う負担金の増等によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の計上となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

42ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございます。本年度予算額1,935万4,000円、前年対比9万7,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が20万円、一般財源が1,915万4,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。1節報酬につきましては、地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員制度への移行により新たに計上したもので、前年度の賃金とほぼ同額となっております。8節旅費ですが、会計年度任用職員の通勤手当として新たに1万1,000円を計上したところでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

次に、西村税務出納課長。

○税務出納課長（西村英世） それでは、総務費のうち税務出納課が所管いたします予算につきまして説明させていただきます。

予算書45ページをお開き願います。2項徴税費、1目税務総務費でございます。本年度予算額13万8,000円、前年度比較で1万6,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員の報酬、税務業務に関わります旅費と需用費を計上するものでございます。1節報酬におきまして委員報酬の引上げに伴いまして6,000円の増となっております。次のページになりますが、10節需用費におきまして固定資産評価に関する書籍の購入費で1万円の増となっております。

次に、2目賦課徴収費でございますが、本年度予算額574万2,000円、前年度比較で60万5,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金330万4,000円、一般財源243万8,000円でございます。主な増減でございますが、10節需用費76万6,000円の計上で、前年度比較5万1,000円の増となっております。印刷製本費におきまして納付書

発送用の窓開き封筒の補充印刷により増額となるものでございます。12節委託料440万5,000円の計上で、前年度比較63万7,000円の減となっております。徴税に係ります電算システムの業務委託費を計上するものでございますが、昨年度行いました地方税共通納税システムの対応業務が本年度は必要ないことから減額となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、内野監査事務局長。

○監査事務局長（内野博之） それでは、監査委員費につきまして説明いたします。

50ページでございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額115万8,000円、前年度比較9万6,000円の増で、全て一般財源でございます。本目は、監査業務に関わります経費を計上するものでございます。予算増の理由は、1節報酬につきまして監査委員の月額報酬額が増となったことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

まず初めに、1項総務管理費、1目一般管理費から6目企画費まで一括して質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言を願います。小澤委員。

○1番（小澤一文） 5目財産管理費の中の17節備品購入費、医療センター用ということで先ほどの説明ではるにれ荘の50床のベッドの更新ということだったのですけれども、このベッドの更新というのは定期的に行われているものなのでしょうか。

○委員長（吉川 洋） 総務課長。

○総務課長（米田淳一） 居室のベッドの更新につきましては、基本的にはこれまで開設されてから総入れ替えというのはされてございません。ただ、傷みが激しいものの個別での入れ替えは行ってきて

おります。このたびはるにれ荘におきましては、全床50台を新年度予算で更新いたしますし、3月の補正予算におきましては成寿苑の50床分のベッドの更新経費を計上しているということから、それぞれの施設におきましてベッド全てが新しくなるということでございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○1番（小澤一文） 分かりました。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、7目公平委員会費から13目役場庁舎建設費までについて一括質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。ございませんか。小澤委員。

○1番（小澤一文） 12目地域おこし協力隊事業費についてお伺いしたいのですけれども、地域おこし協力隊の任期終了後の定住という部分なのですけれども、この3月をもって千葉隊員が任期終了ということになるというお話を聞いているのですけれども、この千葉隊員どうなのですか、本町に定住という部分では何かお話を聞いておられるでしょうか。

○委員長（吉川 洋） 浅利課長。

○企画課長（浅利基行） 一応本人から今後の活動について話は聞いております。しばらくは上砂川町に定住というか、住みながら、今活動の中心が……

○委員長（吉川 洋） はい。

○副町長（林 智明） 今千葉隊員については、ヨガだとか、そういう事業をやっている、退任後もうちを拠点としてそのような活動をしているということになっております。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○1番（小澤一文） はい、結構です。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、2項徴税費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次に、4項選挙費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、5項統計調査費、6項監査委員費について一括質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次に、3款民生費に入りたいと思います。民生費については、山崎福祉課長、白土住民課長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） それでは、3款民生費のうち福祉課及び地域支援推進室の所管事項につきまして主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書51ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額3億4,462万円、前年度比較で1,184万7,000円の減、財源内訳は国・道支出金2

億2,036万9,000円、地方債1,430万円、その他特定財源3,404万2,000円、一般財源7,590万9,000円でございます。1節報酬400万3,000円の計上で、前年度比較396万3,000円の増、3節職員手当等30万7,000円の計上は、会計年度任用職員制度開始のため福祉バス運転手及び添乗員の人件費分として賃金から計上変更によるものです。7節報償費894万5,000円の計上で、前年度比較32万5,000円の減となっております。全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。次に、52ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金547万3,000円の計上で、前年度比較195万5,000円の減となっております。減額の主な要因は、社会福祉協議会補助金100万円につきまして事務局員人件費の減及び社会福祉士取得経費が本年度はないことから204万4,000円の減となるものです。19節扶助費2億7,768万4,000円の計上で、前年度比較で181万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、障害者自立支援給付費の利用者数の増によるものでございます。本年度は、新規事業として軽度または中等度の18歳未満の難聴児に対し補聴器の購入に要する費用の一部を助成する軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業の経費を計上しております。

次に、53ページを御覧ください。2目老人福祉費、本年度予算額890万4,000円、前年度比較79万8,000円の増、財源内訳は国・道支出金23万2,000円、地方債370万円、一般財源497万2,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。11節役務費105万2,000円の計上で、前年度比較68万7,000円の増、13節使用料及び賃借料49万7,000円の計上で、前年度比較31万円の増は、独り暮らし高齢者等に設置しております緊急通報装置の更新事業によるものでございます。

次に、3目社会福祉施設費、本年度予算額7,401万2,000円、前年度比較6,084万1,000円の増、財源内訳は地方債5,050万円、その他特定財源1,501万

5,000円、一般財源849万7,000円でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しております。1節報酬205万4,000円の計上、次ページの3節職員手当等22万円の計上は、会計年度任用職員制度開始のため東山高齢者住宅管理人の人件費分として賃金からの計上変更によるものです。

次に、4目介護保険費、本年度予算額1億3,381万5,000円、前年度比較353万1,000円の減、財源内訳はその他特定財源3,837万8,000円、一般財源9,543万7,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴い関係予算を介護保険費に計上するものでございます。10節需用費44万9,000円の計上で、前年度対比25万8,000円の減は、昨年作成いたしました在宅医療関係のパンフの減でございます。17節備品購入費7万7,000円の計上で、認知症カフェで使用する折り畳みテーブルやワゴンを整備するものでございます。

次に、5目地域包括支援センター費、本年度予算額2,838万8,000円、前年度対比228万3,000円の減、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係る嘱託保健師と職員4名分の人件費を計上しております。1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、次ページの18節の退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は2,748万9,000円で、前年度比較324万2,000円の減となっております。

次に、6目介護予防費、本年度予算額555万4,000円、前年度比較7万円の増、財源内訳はその他特定財源500万円、一般財源55万4,000円でございます。本目は、高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての人件費や委託料が主なもので、各種リハビリ専門職等による機能の維持、向上のための指導や高齢者の筋力維持を目的とした各地区で行う百歳体操、まちの駅ふらっとで行うふらっとヘルシー体操が主な事業でございます。本年度は、楽しさ

プログラム事業として北海道医療大学の研究として地域で生活する高齢者に対し楽しさプログラムを実施し、認知症予防の効果検証を行います。1節報酬280万円、3節職員手当等26万4,000円の計上は、会計年度任用職員制度開始のため嘱託保健師、臨時保健師等の人件費分として賃金からの計上変更によるものです。7節報償費43万1,000円の計上で、介護予防事業用謝礼に楽しさプログラム実施の謝礼6万6,000円が含まれております。その他については、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、58ページを御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,405万2,000円、前年度比較221万4,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金2,117万9,000円、その他特定財源20万円、一般財源1,267万3,000円でございます。本目は、子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業やこども園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及び独り親家庭医療費などの経費を計上しております。12節委託料79万2,000円の計上で、前年度比較340万3,000円の減となっております。令和元年度に策定しております第2期子ども・子育て支援事業計画分の減でございます。その他については、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目認定こども園等複合施設費でございます。本年度予算額2,433万3,000円、前年度比較489万2,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金123万円、その他特定財源61万円、一般財源が2,249万3,000円、本目は認定こども園等複合施設として児童館と認定こども園の運営に係る経費を計上しております。1節報酬926万6,000円、3節職員手当等21万6,000円の計上は、会計年度任用職員制度開始のため児童厚生員、こども園調理員、栄養士等の人件費分として賃金から計上変更したことによるものです。10節需用費1,035万3,000円の計上で、前年度対比137万

6,000円の減は、実績精査により水道料48万円の減、電気料110万円の減でございます。11節役務費79万7,000円の計上で、前年度対比30万2,000円の減は、電話料、各種手数料の減でございます。12節委託料122万1,000円の計上で、前年度対比52万2,000円の減は、次ページの自動ドアの保守として15万9,000円、消防設備点検として16万1,000円の増によるものです。17節備品購入費30万円の計上で、前年度対比30万円の減は、認定こども園用の減でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度187万9,000円で、69万3,000円の増となっております。施設型給付費負担金の増によるものです。

認定こども園建設費につきましては、廃目となります。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額207万2,000円、前年度同額、財源は国・道支出金50万円、一般財源157万2,000円でございます。19節扶助費205万円の計上で、高齢者等冬の生活支援事業として200万円を計上しております。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の予算を計上するものでございます。

以上で3款民生費に関わる福祉課及び地域支援推進室所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 3款民生費のうち住民課が所管します事項につきましてご説明申し上げます。

予算書は51ページにお戻りください。1目社会福祉総務費のうち住民課所管事項としまして重度心身障害者の医療費及び事務手数料を計上してご

ございますが、前年度実績を勘案し、11節役務費では前年度比較3万8,000円増の20万円を、また52ページ、19節扶助費につきましても前年度比較150万円増の920万4,000円を計上しております。27節繰出金3,752万9,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明申し上げます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、54ページをお開きください。4目介護保険費、18節負担金、補助及び交付金の空知中部広域連合負担金は1億1,664万円の計上で、介護給付費の減等により前年度比較366万1,000円の減となっております。

次に、57ページへお進みください。7目後期高齢者医療費、本年度予算額1億192万6,000円、前年度比較482万6,000円の減で、財源内訳は国・道支出金1,622万4,000円、その他特定財源121万5,000円、一般財源8,448万7,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計の繰出金を計上しております。12節委託料は、高齢者のフレイル対策として健診項目にアルブミン検査を追加し、前年度比較2万1,000円増の187万8,000円を計上しております。18節負担金、補助及び交付金7,398万3,000円、前年度比較で575万8,000円の減は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する療養給付費等の減によるものでございます。27節繰出金2,593万円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、58ページをお開き願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、独り親家庭等医療費、乳幼児医療費、養育医療費及びそれらに関わる事務手数料を計上しております。それぞれの項目につきまして前年度実績を勘案しまして、11節役務費では乳幼児医療事務手数料で前年

度比較5万4,000円増の12万5,000円を、19節扶助費では独り親家庭等医療費で32万9,000円増の258万4,000円を、乳幼児医療費では42万9,000円増の436万2,000円を、そのほかにつきましては前年度度とほぼ同額を計上しております。

以上で3款民生費のうち住民課所管事項につきまして内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、3款民生費のうち企画課所管事項につきまして内容のご説明を申し上げます。

54ページを御覧ください。3目社会福祉施設費でございます。企画課所管事項は、生活館等の管理業務となっておりますが、12節委託料で前年下鶉生活館建て替えに伴う実施設計委託で432万円の減と14節工事請負費ですが、資料ナンバー3を御覧ください。下鶉生活館の平面図等を資料としてご提出しております。下鶉生活館の建設工事ですが、木造平家建て約200平米で下鶉公園に建設と現在あります公園の遊具につきましてもゲートボール場に移設する移設経費と合わせて6,520万円を計上しております。その他につきましては、前年とほぼ同様の金額につき、説明は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○委員長（吉川 洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

それでは、休憩前に3款民生費の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

まず初めに、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から3目社会福祉施設費まで一括して質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、4目介護保険費から7目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けます。質疑ございませんか。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 直接予算書云々というのではないのですけれども、これ参考資料の、ちょっと気になってお聞きするのですけれども、何ページになるのでしょうか。保健予防関係の資料なのですけれども、各種健康診査の実施状況なのですけれども、国保の特定健診とか若年者健診、それから子供の健診、こちら辺については対象者、受診者ということがちゃんと書かれていて受診率も出ているのですけれども、後期高齢者健診のほうは対象者がなくて、ただ受診者数のみなのです。受診率もないと。一番医療費のかかる年齢層で事前の健康診査というのが大事になるはずなのだけれども、こちら辺の表がちょっと載っていない部分というのは何かあるのでしょうか。

○委員長（吉川 洋） 後期高齢者分についてですね。

○5番（数馬 尚） ええ。対象者というのが把握できないということではないのでしょうか。

○委員長（吉川 洋） できますよね。子供や何か幼児期のやつは載っていますけれども、同じような仕組みで……

○5番（数馬 尚） しかも、かかっている人のほとんどが要医療、要指導、異常者がほとんどなぐらい、結局ここでもって発見されているという部分が結構あるわけです。だから、対象者が何人あと残っていて、そういう人方が結局医療費を食っているのではないかと、こういう診査を受けないで、そういう意味合いの表だと思うのだけれども、そこら辺の対象者が載っていないというのはちょっとおかしいのではないかなと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） 後期高齢者分というか、

高齢者の部分も含めて対象者がどのぐらい、受診率が幾らで……

○5番（数馬 尚） 対象者が幾らいて、受診率がどうなっていて、受診率が低い場合はこういう対策が必要だとかなんとかということがこういう資料からいろいろ対策打ち出されると思うのです。

○委員長（吉川 洋） 現場では作っていないのかな、その辺は。ここには載っていませんけれども……

○5番（数馬 尚） だから、書くスペースもあるわけだし、余白が残っているわけだから、省略する意味がないと思うのだけれども。

○委員長（吉川 洋） 現状の中では、どういう対応しているのか含めて、もし分かれば。

○5番（数馬 尚） だから、対象者に対する通知とかがあって、それに対してこれだけの人が受診したということなのだろうけれども、その対象者が何人いて、受診率がどうなっていて、受けない人に対してどういう指導しているのかとか。

○委員長（吉川 洋） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時20分

○委員長（吉川 洋） 休憩解きます。

町長。

○町長（奥山光一） 私からお答えします。

戻って担当のほうで個別に拾えば、数は出てくると思います。総体数字というのは拾っていないので、今すぐは数字は出ないということで、改めて資料の提出という解釈でよろしいですか、それともこの参考資料そのものを今後そういうふうに直せということですか。

○5番（数馬 尚） 今後そういうふうに直した方がいいのではないかと……

○町長（奥山光一） という要望でよろしいのですか。

○5番（数馬 尚） はい。

○町長（奥山光一） 分かりました。であれば、

来年度以降この部分についていま一度工夫していきたいと思います。

○委員長（吉川 洋） もう一回確認いたしますが、保健予防関係状況の中の話ですね。これの国保特定健診のところにそういう項目も入れればいいということですね。

○5番（数馬 尚） 入れたほうがいいのではありませんかと思うのですが、私は。

○委員長（吉川 洋） 実態分かるようにね。

○5番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） では、今後そういう資料作りをしていただければということで、要望ということでお受けしてよろしいですか。そういうことでしたら、受けたと思います。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） それでは、打ち切りたいと思います。

では、次に行きたいと思います。2項児童福祉費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方は発言を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次に、衛生費に入りたいと思います。4款衛生費に入ります。衛生費については、山崎福祉課長、白土住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして説明

いたします。

予算書62ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額1億1,634万円、前年度比較174万2,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源391万3,000円、一般財源1億1,242万7,000円でございます。本目は、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しております。13節127万5,000円の計上で、皆増でございます。昨年9月に補正いたしました母子健康管理システムの使用料でございます。63ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金790万円、前年度比較19万2,000円の減でございます。昨年度まで食生活改善推進協議会補助金として15万円計上しておりましたが、会員の高齢化等による会員数の減少により令和元年度で活動を終了し、今後は形を変え、食育サポーターとしての活動となることから減となるものです。19節扶助費203万9,000円、前年度比較28万円の減でございます。妊婦健診対象者数の減によるものでございます。本年度は、新規事業として先天性難聴児の早期発見のため検査に要する費用を全額助成する新生児聴覚検査助成事業として11万5,000円を計上しております。その他については、前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額1,247万円、前年度比較89万6,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金67万1,000円、地方債710万円、一般財源469万9,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業に関わる経費について計上しており、対象者数の増減や実績を勘案した見込みにより所要額を計上しております。本年度は、新規事業として陣痛等が起きた際の砂川市立病院までの輸送費を全額助成する陣痛タクシー事業の経費を計上しております。1節報酬41万2,000円の計上は、会計年度任用職員制度開始のため臨時栄養士、看護師等の人件費を賃金から計上変更したことによるものです。12節委託

料993万7,000円の計上で、前年度比較66万3,000円の増は、昨年度より実施している風疹抗体検査の増及び各種予防接種、がん検診等の実績精査によるものでございます。

以上で4款衛生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 4款衛生費のうち住民課が所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

予算書は64ページ、65ページでございます。3目環境衛生費、本年度予算額958万8,000円、前年度比較47万4,000円の減で、財源内訳はその他特定財源9万5,000円、一般財源949万3,000円でございます。65ページの10節需用費139万3,000円、前年度比較110万3,000円の減につきましては、前年度実施しました鶉共同浴場の地下タンクライニング修繕工事費の減等によるものでございます。11節役務費18万6,000円、前年度比較10万4,000円の増は、町営墓地に設置しておりました仮設トイレが破損し、使用できなくなっていることから、必要期間レンタルするための経費を計上したことによるものでございます。12節委託料170万3,000円、前年度比較28万8,000円の増は、下鶉共同浴場の除雪等管理委託業務の増並びに先ほど申し上げました町営墓地仮設トイレの撤去業務等の増によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金626万4,000円、前年度比較23万7,000円の増は、吉野斎苑待合室エアコン更新工事等による砂川地区保健衛生組合負担金の増でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額22万9,000円、前年度比較1,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫並びに事務所の諸経費を計上しております。前年度とほぼ同額の予算計上につき、内

容の説明は省略させていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額6,253万9,000円、前年度比較2,844万2,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源970万円、一般財源5,283万9,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ最終処分場の経費を計上しております。1節報酬及び8節旅費につきましては、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当を計上しており、いずれも皆増でございます。10節需用費719万6,000円、前年度比較725万7,000円の減は、じんかい収集車及び4トンダンプのタイヤ更新の減と計画的修繕を行っている一般廃棄物最終処分場の修繕経費の減等によるものでございます。本年度の計画修繕では、脱水機分解清掃と整備を含む各種修繕で91万3,000円を計上しております。18節負担金、補助及び交付金3,894万5,000円、前年度比較2,361万9,000円の減でございます。砂川地区保健衛生組合負担金2,182万7,000円は、クリーンプラザくるくるの長寿命化工事の終了により前年度比較2,767万4,000円の減となっております。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金は、施設の長期包括委託事業費の増等により前年度比較405万5,000円増の1,711万8,000円を計上しております。22節償還金、利子及び割引料231万2,000円、前年度比較203万2,000円の増は、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業により本年度更新しましたじん芥収集車の元金及び利息の償還分を計上しております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、67ページ、3目し尿処理費、本年度予算額1,037万2,000円、前年度比較7万6,000円の減で、財源内訳はその他特定財源417万8,000円、一般財源619万4,000円でございます。じん芥処理費と同じく、1節報酬及び8節旅費につきましては会計年度任用職員の報酬及び通勤手当を計上しております。10節需用費101万1,000円、前年度比較20万3,000円の増は、し尿収集車の夏、冬

タイヤ購入による増と修繕料の減との相殺によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金294万4,000円、前年度比較33万8,000円の減は、石狩川流域下水道組合の負担金の減によるものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上となっておりますので、内容の説明を省略させていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課所管分につきましての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で4款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

1項保健衛生費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。よろしいですか。

○2番（越前 等） さっきの一番最初に言った陣痛タクシーのことにについてちょっとお聞きしたかったので、陣痛タクシーってどういう具合に運営していくのかなと思ひまして。

○委員長（吉川 洋） 運営方法。

○2番（越前 等） そうです。

○委員長（吉川 洋） 陣痛タクシーのね。

○2番（越前 等） はい。

○委員長（吉川 洋） 山崎課長。

○福祉課長（山崎数浩） このたびの陣痛タクシーにつきましては、まず砂川の北星タクシーに運行していただくような形になるのですが、その中に消耗品としまして陣痛が起きた際に敷くマットだとか、そういうような必要なものを各車に全部配置いたします。あと、利用された方のタクシー代を計上したもので、あとこれにつきましては母子手帳の交付時であるとか、あと妊婦の訪問の際にチラシを作成しまして周知をしていきたいと、またあと広報、ホームページでも行っていく予定であります。

○委員長（吉川 洋） 数馬委員。

○5番（数馬 尚） これは、上砂川独自の施策ですか、それとも全道的なもの。

○委員長（吉川 洋） ほかにあるかどうかですか。

○5番（数馬 尚） 上砂川だけ。

○委員長（吉川 洋） はい。

○福祉課長（山崎数浩） これ全道的なものではなくて、上砂川の独自の事業となります。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○5番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、2項清掃費全般について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

次に、5款労働費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページを御覧ください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額283万2,000円、前年度対比で11万2,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。7節報償費で優良勤労表彰者数の減により4万6,000円減の2万3,000円、また18節負担金、補助及び交付金で昨年補正で計上いたしましたN A K A S O R Aにこよう推進協議会負担金15万円の増により280万9,000円の計上でございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で5款労働費の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

労働費全般について質疑のある方、ご発言を願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で5款労働費について質疑を打ち切ります。

次に、6款農林水産業費に入ります。農林水産業費については、白土住民課長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 6款農林水産業費のうち住民課が所管します事項についてご説明申し上げます。

69ページをお開き願います。1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額321万1,000円、前年度比較143万円の増で、財源内訳はその他特定財源120万円、一般財源201万1,000円でございます。住民課所管分としましては、有害鳥獣駆除等に係る経費を本目で計上してございます。10節需用費19万1,000円、前年度比較12万1,000円の増は、熊用箱わなに係る消耗品及びアライグマ用箱わな増設によるものでございます。13節使用料及び賃借料8万9,000円につきましては、昨年の熊出沒の状況から箱わなの設置回数を増やしたことにより前年度比較で4万5,000円の増となっております。7節報償費、12節委託料につきましては、ほぼ前年度と同額の予算計上としております。

以上で住民課が所管します事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

次、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、農林水産業費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

企画課所管事項につきましては、11節役務費と18節負担金、補助及び交付金、24節積立金であります。11節役務費で森林経営クラウドシステムの改修による手数料の増で3万1,000円増の8万

2,000円、また18節負担金、補助及び交付金において新たに北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金が増となったことにより3万1,000円増の6万3,000円、24節積立金におきましては昨年より積立てを行っております森林環境譲与税を積み立てるもので120万円を計上するものでございます。

以上で企画課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で6款農林水産業費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

6款農林水産業費全般について質疑を受けたいと思います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 熊が頻繁に出没しているということで箱わな設置しましたがけれども、参考までにあの箱わなってどのぐらいかかっているものかなというのと、高額であれば、あちこちにつけたほうが本当はいいと思うのだけれども、値段の次第によりますよね。日本庭園なんかも見に行っても何となく落ち着かないよね、いつ熊出るか分からないなとか。それから、うちの裏なんかも墓地から道路横切ってすぐ裏側に入っていくということ何回も、おとしもあったし、そういうことがあったので、その値段次第によってはまだまだたくさん設置してほしいなと思うのですけれども、そこら辺も含めて。

○委員長（吉川 洋） 値段と設置を含めてですね。

○5番（数馬 尚） うん。

○委員長（吉川 洋） 住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 昨年の12月の補正予算で計上させていただいて承認いただきました大型の箱わなは、100万を超えております。ですので、需要としては出てくるのかどうかというのはあったのですけれども、目撃された熊が複数であったり、子熊ではないということもありましたので、議員の皆様にお諮りして、できれば春に出て

きたときに対応できるようにということでしておりますので、なかなかそう簡単にいくという形にはちょっと難しいかなと。

それと、箱わなの設置場所についてなのですが、やはり設置した後の対応等含めていきまして、急斜面とかはもちろんできないのですけれども、住民の方の目にあまり触れない場所というのもありますので、そのあたりについては猟友会の方の意見、それから砂川市とかで設置している、先行しているところもありますので、そういう関係機関からの助言も頂きながら都度都度設置場所については決めさせていただいているという現状です。

○委員長（吉川 洋） はい。

○町長（奥山光一） 説明が足りませんので、付け加えます。

昔から変わっていませんけれども、熊用の箱わなについては町で勝手に設置はできません。ここに出ているから、ではここに付けようとか、あちこち心配だからつけるということにはなりません。全て道の許可が必要になります。実際に目撃があって、ではそこに付けたいということで道の許認可が必要になってきます。ですから、町が独自にあそこにここにというわけにはいきません。そういうことで、気持ちは分からないわけではないのですけれども、これは昔から変わっておりませんけれども、勝手にでは日本庭園のところ心配だから日本庭園のところというわけにはいかないということだけ申し上げておきます。

○委員長（吉川 洋） いいですか。

○5番（数馬 尚） その事情分かっているのは町なので、それは道に対して申請の方法かなとも思うのだけれども、だから認める認めないの判断というのはやっぱり上砂川町の申告というか、そういうことが多分に影響するわけでしょう。

○町長（奥山光一） 単純にここに置きたいから置かせてくれということではないのです。実際に熊が出て非常に危険だということがまず前提にあ

ります。だから、出たら困るからということでの許認可は出ません。あくまでもこれは、本当に数馬委員多分担当課長やっていたときから制度は変わっていないのです。全く変わっていませんから、まずその情報がなければならぬ、さらに今悪いことに射殺もできないのです、警察がうんと言わない限り。そういうような状況ですから、出ているのになぜ駆除しないかと言われても、その権限は町にはないのです。駆除に関しては、警察です。道警です。免許に関しては、道ですけれども。

○5番（数馬 尚） 緊急を要する場合は、射殺しているという、新聞なんかも射殺されたというのは出ていますよね。

○委員長（吉川 洋） 状況判断でどうなるかなだね。

○町長（奥山光一） その場にいる警察官が許可をした場合のみです。

○委員長（吉川 洋） 申請基準も難しいということなのですね、道のほうにする。

○5番（数馬 尚） 熊見ても射殺できないということか。それなら、さっぱりあれだよ。危険回避というか、難しいよね。分かりました。

○委員長（吉川 洋） 現状そういう状況の中で取り組んでいるということでございますけれども、よろしいですか。

○5番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

次に、7款商工費に入ります。商工費については、浅利企画課長、白土住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、7款商工費のうち企画課所管事項についてご説明申し上げます。

70ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,290万円、前年度対比で204万1,000円の減でございます。財源については、国・道支出金16万2,000円、地方債420万円、その他特定財源といたしまして866万2,000円を充当し、一般財源は987万6,000円でございます。企画課所管事項といたしましては、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、中小企業原資預託金などですが、産業活性化センターの管理経費につきましては12節委託料で14万2,000円減の137万3,000円、18節負担金、補助及び交付金で昨年開基120年記念として上乗せいたしましたプレミアム付商品券発行事業の減により125万円減の1,012万3,000円の計上、71ページを御覧ください。20節貸付金では、中小企業融資について原資預託金25万円増の825万円を計上したところでございます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,494万3,000円、前年度対比13万8,000円の増でございます。財源内訳につきましては、起債1,400万円、一般財源94万3,000円でございます。11節役務費で進出企業広告等の書換えによる増で、その他につきましては前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,025万8,000円、前年度対比11万4,000円の減でございます。財源内訳につきましては、その他特定財源531万5,000円、一般財源494万3,000円でございます。10節需用費、印刷製本費で観光パンフレット印刷の11万4,000円減の11万4,000円の計上となっております。また、除雪業務につきましては、賃金から委託料に振替になっております以外は前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 7款商工費のうち住民課が所管します事項につきましてご説明申し上

げます。

予算書は70ページに戻ります。1目商工振興費のうち消費者行政に係る経費といたしまして、1節報酬、8節旅費、10節需用費、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金に前年度とほぼ同額の総額で199万6,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で7款商工費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

7款商工費全般について質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

次に、8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。三原建設課技師長、お願いします。

○建設課技師長（三原浩明） それでは、8款土木費につきましてご説明申し上げますので、予算書73ページをお開き願います。

1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億666万8,000円、前年度比較61万7,000円の減で、財源内訳につきましては国・道支出金5万7,000円、その他特定財源82万2,000円、一般財源1億578万9,000円でございます。本目は、主に街路灯及び車庫詰所の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に関わる予算を計上するものでございます。10節需用費981万5,000円、前年度比較9万円の減額は車庫詰所の燃料及び電気料単価によるもので、12節委託料6万4,000円、前年比較3万7,000円の増は車庫詰所の消防設備点検を実施するものです。18節負担金、補助及び交付金80万2,000円、前年度比較13万2,000円の減額は、電気料単価減に伴う街路灯補助金と各種協会負担金の減によるものです。74ページをお開き願います。27節繰出金9,577万円、前年度比較44万2,000円の

減額は、下水道事業特別会計への繰出金の減によるものでございます。その他につきましては、前年度と同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億4,589万5,000円、前年度比較1,437万7,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金2,836万円、起債3,540万円、一般財源8,213万5,000円でございます。本目は、道路維持及び整備費を計上するものでございます。本年度の除排雪経費につきましては、1節報酬、10節需用費のうち燃料費、12節委託料の排雪業務、13節使用料及び賃借料の排雪ダンプ借り上げ料を合わせまして総額2,969万円を計上しており、前年度比較266万8,000円の増額となっておりますが、増額の主な要因は現行の委託業者3社の委託方法を固定経費方式に変更したものによるものでございます。また、1節報酬2,482万1,000円の皆増は会計年度任用職員制度による賃金からの組替えによるもので、8節旅費29万3,000円の皆増につきましても制度によるもので、道路維持運転手及び作業員に支給する通勤手当でございます。資料ナンバー4を併せてご参照願います。12節委託料に計上しております緑橋長寿命化補修調査設計業務委託810万円は、橋梁長寿命化事業を継続するものです。予算書75ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料553万1,000円、前年度比較97万4,000円の増額で、昨年度の補正予算によりタイヤショベル1台をリース方式に更新したものによるものでございます。14節工事請負費につきましては7,408万円、前年度比較1,987万円の減額で、主な要因は鶉北線道路改良舗装整備事業を次年度以降へ延期したことによるもので、今年度は橋梁長寿命化事業として逢来橋補修工事と各種道路整備5つの事業のほか、東山団地積みブロック上部のり面補修工事、樹木倒木対策伐採工事を実施するものです。17節備品購入費19万8,000円の皆増は、道路維持用の芝刈り機を更新するものでございま

す。その他につきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。76ページをお開き願います。本年度予算額5,735万8,000円、前年度比較58万1,000円の減額で、財源内訳につきましては起債240万円、その他特定財源4,490万8,000円、一般財源1,005万円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。資料ナンバー6から7を併せてご参照願います。10節需用費4,320万円、前年度比較815万円の減額で、主な要因は単身者住宅3棟24戸の屋根ふき替え及び外壁改修の完成によるものですが、本年度は駒が台単身者住宅2棟16戸の屋根ふき替え工事と昨年に引き続き鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装工事4棟20戸を実施するものでございます。12節委託料429万7,000円、前年比較9万5,000円の減額は、消防設備点検費の減によるものです。14節工事請負費780万円皆増は、昨年の火災で被災いたしました鶉改良住宅1棟4戸を除却するものでございます。その他につきましては、前年同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額3,196万7,000円、前年度比較6,511万円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金1,096万1,000円、起債1,210万円、一般財源890万6,000円でございます。本目は、1名の人件費と住宅整備費を計上するものでございます。1節報酬6万8,000円皆増につきましては、会計年度任用職員制度により賃金からの組替えによるものでございます。77ページを御覧願います。人件費につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金、補助及び交付金のうち退職手当組合負担金を合わせまして前年度比24万9,000円の増額で、職員給与費の昇給等によるものでございます。資料ナンバー5を併せてご参照願います。14節工事請負費2,307万円、前年比較6,523万円の減額は、東山団地外壁塗装及び屋根防水工事2棟12戸と

鶏改良住宅除却10棟50戸の工事費の減によるもので、本年度は緑が丘団地8棟32戸を除却するものでございます。その他につきましては、前年と同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

以上で土木費の内容説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。
土木費の説明が終わりました。

ここで1項土木管理費について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、2項道路橋りょう費について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、3項住宅費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

それでは、ここで昼食のための暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時01分

○委員長（吉川 洋） 休憩を解きまして、引き続き会議を開催をしたいと思います。

始める前に、午前中に数馬委員から要望のございました乗合タクシーの実績表が資料として出てきておりますので、一応これ参考までにお目通しいただければと思います。説明はいいですね。

〔発言する者あり〕

○委員長（吉川 洋） では、そういうことでよ

ろしくお願ひしたいと思います。

それでは、消防費に入りたいと思います。9款消防費、米田課長、説明をお願いいたします。

○総務課長（米田 淳一） 予算書78ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億5,514万8,000円、前年度比較で4,039万2,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。減額の主な要因は、昨年度におきまして高規格救急自動車の更新整備を終えたことと退職手当組合の追加負担金の減によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

9款消防費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

9款消防費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、10款教育費に入ります。教育費については、斉藤教育次長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤 琢也） それでは、教育費についてご説明申し上げます。

79ページを御覧ください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額136万2,000円、前年度対比14万4,000円の増となっております。財源は、全て一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額133万2,000円、前年度対比14万4,000円の増となっております。これは、教育委員報酬単価の改定によるものでございます。その他の項目につきましては、前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目事務局費、本年度予算額1,810万1,000円、前年度対比356万4,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が12万

2,000円、地方債480万円、一般財源が1,317万9,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。80ページを御覧ください。12節委託料、本年度予算額757万6,000円、前年度対比278万9,000円の増となっております。これは、学校施設の適切な維持管理、整備等を行うことで現行施設をより長く使用するため長寿命化計画の策定をすることによるものでございます。続きまして、18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額644万1,000円、前年度対比64万5,000円の増となっております。これは、本町の小学生が通級している砂川市の言語障害児教室の負担金が35万4,000円の増額、福井市鶉地区小学生交流事業におきまして福井市へ児童を派遣する年に当たることから実行委員会への補助金を54万円増額するもの、また高校就学費助成の対象生徒の減少により20万円の減額をすることによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,398万5,000円、前年度対比8万6,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源となっております。1節報酬でございますが、地方公務員法が改正したことにより昨年まで賃金に計上しておりました嘱託、臨時職員が会計年度任用職員となるため、こちらに943万4,000円を計上してございます。続きまして、81ページを御覧ください。会計年度任用職員に移行したことにより賃金は廃節となり、3節職員手当等に期末手当38万円、8節旅費に通勤手当10万4,000円を計上してございます。82ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料でございます。本年度予算額132万7,000円で、前年度対比92万5,000円の増となっております。これは、昨年度入替えを行いましたパソコン教室のパソコンリース料によるものでございます。続きまして、17節備品購入費でございます。

本年度予算額38万3,000円で、前年度対比27万3,000円の減となっております。これは、小学校で使用しております耐用年数が経過した古い教職員用のパソコンの更新が終了したことによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,922万6,000円、前年度対比1,074万6,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が2万8,000円、一般財源が1,919万8,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。11節役務費でございますが、本年度予算額15万3,000円、前年度対比45万8,000円の減となっております。これは、学校給食調理業務の砂川市への委託することで物資加工等に係る手数料が減額になったことによるものでございます。続きまして、12節委託料でございますが、103万1,000円でございますが、学校給食調理業務を砂川市へ委託することで給食を砂川市から上砂川町へ運搬しなければならないため、その給食運搬業務を業者へ委託することによるものでございます。13節使用料及び賃借料でございます。本年度予算額34万3,000円で、前年度対比31万8,000円の減となっております。これは、I C T活用事業で使用しておりますeラーニングソフトのメーカー提供が終了したことによるものでございます。続きまして、17節備品購入費でございます。本年度予算額237万6,000円で、前年度対比189万6,000円の増となっております。これは、教科書改訂になったことにより先生方が使用する教育指導書の購入とI C T活用事業用大型テレビを1台購入するものでございます。続きまして、18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額1,211万1,000円で、前年度対比904万5,000円の増となっております。これは、砂川市へ学校給食を委託したことによる業務負担金でございます。83ページを御覧ください。19節扶助費でございます。

す。本年度予算額180万5,000円で、前年度対比35万2,000円の減となっております。これは、特別支援及び準要保護対象世帯の減少によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費でございます。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,911万5,000円で、前年度対比72万2,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。

1節報酬でございますが、本年度予算額1,282万8,000円で、前年度対比946万8,000円の増となっております。これは、小学校費同様、地方公務員法改正による会計年度任用職員へ移行したことにより昨年まで賃金に計上していたものをこちらに計上したことによるものでございます。これに伴い賃金は廃節となり、3節職員手当等の期末手当に38万6,000円を計上してございます。8節旅費、本年度予算額16万6,000円で、前年度対比26万円の減となっております。これは、前任の外国語指導助手の帰国旅費の減額と会計年度任用職員へ移行したことにより通勤手当11万1,000円を計上したことによるものでございます。10節需用費でございます。本年度予算額1,201万8,000円で、前年度対比41万1,000円の減となっております。これは、燃料費単価の減額によるものでございます。84ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料でございます。本年度予算額134万2,000円で、前年度対比92万7,000円の増となっております。これは、小学校費と同様に昨年入替えを行いましたパソコン教室のパソコンリース料によるものでございます。続きまして、17節備品購入費でございます。本年度予算額22万6,000円で、前年度対比46万2,000円の減となっております。こちらにつきましても小学校費と同様に、中学校で使用しております耐用年数が経過した古い教員用パソコンの更新が終了したことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額9万2,000円、前年度対比12万6,000円の減となっております。これは、外国語指導助手の渡航来日負担金を減額したことによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,407万円、前年度対比586万5,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が11万6,000円、一般財源が1,395万4,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。85ページを御覧ください。11節役務費でございますが、本年度予算額10万1,000円で、前年度対比27万5,000円の減となっております。これは、小学校費同様、給食調理業務を砂川市へ委託することで物資加工等に係る手数料が減額になったことによるものでございます。12節委託料の68万8,000円でございますが、こちらも給食調理業務を砂川市へ委託することにより新たに計上したものでございます。13節使用料及び賃借料でございます。本年度予算額17万5,000円で、前年度対比51万6,000円の減となっております。こちらも小学校費同様、ICT活用事業で活用しておりますeラーニングソフトのメーカー提供が終了したことによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額791万円、前年度対比604万5,000円の増となっております。こちらにつきましても給食調理業務を砂川市へ委託することにより計上したものでございます。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額252万7,000円、前年度対比87万5,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が8万円、一般財源が244万7,000円でございます。86ページをお開き願います。7節報償費でございますが、本年度予算額154万9,000円で、前年度対比79万8,000円の増

は、前年度の町民芸術鑑賞会で上砂川120年・開町70年記念事業として山岸涼子トークショーを実施いたしましたが、関連予算につきましては補正予算により対応したために前年度当初予算との差が大きくなっているものでございます。10節需用費でございます。本年度予算額17万6,000円で、前年度対比8万4,000円の増につきましても報償費と同様の要因によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目青少年対策費でございます。本年度予算額132万2,000円で、前年度対比297万9,000円の減となっております。財源は、全て一般財源でございます。昨年まで計上しておりました14節の工事請負費300万円につきまして、今年度は当初計上を見送った影響によるものでございます。町内各所の児童公園の整備につきましては、各自治会のご意見を賜りながらおおむね予定どおり進めてまいりましたが、この間に町内児童の分布等に変化が見られることから、今後の児童公園整備の在り方を改めて見直してまいりたいと考えております。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額245万4,000円で、前年度対比4万5,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、趣芸館と炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管する趣芸館に係る予算につきましては96万7,000円で、前年度とおおむね同様でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、5項保健体育費へ参ります。88ページをお開き願います。1目保健体育総務費でございますが、本年度予算額301万4,000円で、前年度対比1万3,000円の減となっております。財源は、全て一般財源でございます。本目につきましては、前年度とおおむね同額でございますので、

説明を省略させていただきます。

続きまして、2目体育施設費でございます。本年度予算額2,663万3,000円で、前年度対比184万7,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が1,840万円、一般財源が823万3,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。1節報酬につきましては、地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員制度の移行により新たに計上したもので、前年度の賃金とほぼ同額となっております。8節旅費ですが、こちらにつきましても会計年度任用職員の通勤手当として新たに2万7,000円を計上したところでございます。10節需用費、本年度予算額1,937万円で、前年度対比128万3,000円の増でございますが、鶺鴒プールの大水槽及び子供水槽の耐水塗装補修及び大水槽の立ち上がり部の補修を行うことによる増でございます。17節備品購入費でございます。本年度予算額37万8,000円で、体育センターのギャラリーの運動器具の購入経費でございます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、10款教育費のうち企画課所管事項につきまして内容のご説明を申し上げます。

87ページを御覧ください。3目社会教育施設費のうち炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館につきましては、5月から10月までの土曜日と日曜日及びお盆期間の開館となっております。会計年度任用職員制度による賃金から報酬への振替以外前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

まず初めに、1項教育総務費全般について質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。小澤委員。

○1番（小澤一文） ちょっと認識不足で教えていただきたいのですけれども、2項小学校費と3項中学校費に係るのですけれども、給食の学校側の受入れ人員の件でちょっとお伺いしたかったのですけれども、予算書によりますと中学校は嘱託調理員と臨時代替調理員さんが予算計上されているのですけれども、小学校側を見ますと臨時代替調理員さんの予算計上しかないのですけれども、この違いといいますか、理由といいますか、それちょっと教えていただければと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） はい。

○教育次長（斉藤琢也） ただいま小澤委員がご説明申し上げましたとおり、中学校は2名計上しているのですけれども、小学校につきましては再任用職員が1名おりますので、それで合わせて2名という形になってございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○1番（小澤一文） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、2項小学校費、3項中学校費一括で受けたいと思います。今入ってしまったよね。一括で受けたいと思いますが、ございますか。小学校費と中学校費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、4項社会教育費全般について質疑を受けたいと思います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 趣芸館は、今どういうことやっているのですか。

○委員長（吉川 洋） どういうことやっている

か。趣芸館ね。趣芸館の今の……

○5番（数馬 尚） 木工とかなんとかは、もうやめたのですよね。

○委員長（吉川 洋） 今の利用、活用方法ですね。活用実態。

○5番（数馬 尚） うん。

○委員長（吉川 洋） はい。

○教育次長（斉藤琢也） 文教から木彫は抜けたのですけれども、木彫は細々とまだやっている状況にあります。陶芸についても通常どおりの活動をしながら、小学校ですとか、こども園ですとか、いろんなところの団体受け入れながらやっております。また、消費者協会のほうも旧草木染め室を使って様々な作業をしていると聞いております。それと、和室につきましては、手芸ですとか、物作りのかばんとか作ったりですとか、そういったような活動がまだまだ日数は短いみたいですが、続けていると、そういったような状況でございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○5番（数馬 尚） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、5項保健体育費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

次に、11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。三原建設課技師長。

○建設課技師長（三原浩明） それでは、11款災害復旧費についてご説明申し上げますので、予算書90ページをお開き願います。

1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設

災害復旧費、本年度予算額10万円で、前年度比較8万6,000円の増額で、財源内訳につきましては一般財源でございます。10節需用費は、災害が発生した場合の修繕料を計上しているものでございます。

以上で災害復旧費の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

11款災害復旧費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

11款災害復旧費全般について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で11款災害復旧費について質疑を打ち切ります。

次に、公債費、職員費、予備費に入りたいと思います。12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。12款公債費から14款予備費まで続けて内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 初めに、公債費につきまして説明をいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億3,039万4,000円、前年度比較で1,849万6,000円の増、財源内訳はその他特定財源で1億237万4,000円、一般財源で2億2,802万円でございます。22節償還金、利子及び割引料におきまして、平成7年度から平成30年度借入れの長期債98件分の償還元金で平成28年度借入れの臨時財政対策債などの長期債8件の償還開始と平成11年度借入れの減税補填債など5件の償還終了により増でございます。

2目利子、本年度予算額2,058万6,000円、前年度比較で546万6,000円の減、財源内訳はその他特定財源で646万4,000円、一般財源で1,412万2,000円でございます。22節償還金、利子及び割引料におきまして、平成7年度から令和元年度借入れま

での131件の長期債償還利子及び一時借入金利子の計上で、減税補填債など償還終了に伴います減額でございます。

続きまして、92ページへ参りまして、職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額5億731万5,000円で、前年度比較3,541万2,000円の増、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、職員総数76人から広域連合への派遣や各特別会計などに計上いたしました8人分を除く一般職67人に特別職3人を含め、また本年1月より任用されます会計年度任用職員のうちフルタイムの職員4人を合わせた合計74人分の人件費を計上するものでございます。2節給料、本年度予算額2億5,682万円、前年度比較で1,945万3,000円の増でございます。本年度一般職、保健師、保育教諭合わせまして新規採用者6名と嘱託職員からフルタイムの会計年度任用職員へ移行する4名分の増によるものでございます。3節職員手当等、本年度予算額1億2,078万6,000円、前年度比較で4,646万円の増となっております。人勤実施分の0.05月分の取組や昇任等の異動及び職員採用の増に伴います期末手当等の増でございます。4節共済費、本年度予算額8,050万円、前年度比較で572万円の増及び18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額4,920万9,000円、前年度比較で559万3,000円の増は、職員数の増や昇給等に伴います共済掛金、また退職手当組合負担金の増によるものであります。

最後に、93ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、財源内訳、全て一般財源であります。前年度同額でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

12款公債費全般について、13款職員費全般について、また14款予備費全般について一括質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費について質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたしました。

それでは、歳入に入りたいと思います。歳入全般について内容の説明を求めます。米田総務課長。○総務課長（米田淳一） それでは、歳入につきまして一括説明いたします。

前年度と比較しまして増減の大きいものについて説明とさせていただきますと思います。

予算書16ページでございます。初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,400万円、前年度比較で90万円の増となっております。所得割額の増によるものであります。

2目法人、本年度予算額1,900万1,000円、前年度比較で71万2,000円の増であります。法人税割の増を見込むものであります。

17ページへ参りまして、国有資産等所在市町村交付金につきましては、下鶉地区に現有いたします砂川警察署の管理公宅1棟8戸が用途廃止されたことに伴いまして交付金の客体となる道有財産がなくなりますことから、廃目とするものであります。

軽自動車税、1目環境性能割、本年度予算額64万4,000円の計上は、消費税率10%の引上げ時に自動車取得税は廃止され、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が導入され、軽自動車税分につきましては当分の間道が賦課徴収を行いますことから、本町への交付金を見込むものであります。

次のページ、18ページへ参りまして、町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額1,983万5,000

円、前年度比較33万5,000円の増であります。たばこ税率の引上げを見込むものでございます。

19ページへ参りまして、森林環境譲与税でございます。国が温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るために森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、同譲与税を創設し、令和元年の9月から譲与を受けており、本年度は120万円の譲与を見込むものであります。

次ページ、20ページへ参りまして、地方消費税交付金でございます。1目地方消費税交付金、本年度予算額7,010万円、前年度比較910万円の増で、交付実績と消費税増税の勘案により見込むものでございます。

環境性能割交付金であります。消費税率10%の引上げ時に先ほどと同様、自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が導入されましたことから、本町への交付金として300万円を見込むものであります。

地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額16億5,400万円、前年度比較で600万円の増であります。普通交付税におきましては、国の地方財政計画を基に人口急減補正や交付実績を勘案し、前年度比較2,600万円増の14億6,400万円を見込むもので、特別交付税につきましては全国的な災害の復旧状況を鑑み、また交付実績を勘案し、前年度比較で2,000万円減の1億9,000万円を見込むものであります。

次に、分担金及び負担金、1目民生費負担金、本年度予算額11万9,000円、前年度比較で109万9,000円の減で、老人施設入所負担金につきまして入所対象者の減から収入減を見込むものでございます。

次ページ、22ページへ参りまして、使用料のうち4目土木使用料、本年度予算額1億5,456万8,000円、前年度比較で42万1,000円の減で、2節住宅使用料におきまして公営改良住宅等の入居戸数減によります使用料の減でございます。

23ページ、証紙収入であります。1目証紙収

入、本年度予算額1,350万円、前年度比較40万円の減で、公営改良住宅の水洗化に伴いますし尿処理分の収入の減でございます。

国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億5,119万4,000円、前年度比較で102万9,000円の増であります。1節社会福祉費負担金で障害者総合支援法に基づきます利用者の増を見込むものでございます。

次ページ、24ページへ参りまして、国庫補助金でございます。1目総務費補助金、本年度予算額4,687万9,000円、前年度比較で4,458万4,000円の増は、主に役場庁舎建設事業に関わります増でございます。

3目衛生費補助金、本年度予算額37万1,000円、前年度比較で20万9,000円の増は、風疹追加対策事業の経費の増によるものであります。

4目土木費補助金、本年度予算額3,932万1,000円、前年度比較で3,868万6,000円の減額は、1節の道路橋りょう費補助金におきまして橋梁長寿命化補修事業及び緑が丘支線の除雪事業の減収と、2節の公営住宅建設費補助金で前年度事業の鶉改良住宅の除却事業と東山団地の外壁改善事業の減収に本年度予定します緑が丘団地除却事業に対する補助の差額から減収となるものであります。

25ページへ参りまして、国庫委託金、2目民生費委託金、本年度予算額144万6,000円、前年度比較39万6,000円の増額は、年金生活者支援給付金に関わります追加のシステム改修に対します交付金の増を見込むものであります。

次に、道支出金、道負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額8,206万9,000円、前年度比較で422万円の減となっております。1節社会福祉費負担金で障害者総合支援法に基づきます利用者の減と、2節におきまして国保基盤安定等負担金の減によるものでございます。

2目保険基盤安定拠出金、本年度予算額1,622万4,000円、前年度比較で68万9,000円の増額であります。道の後期高齢者医療広域連合におきまして

算出しました対象者数の推計によります計上であります。

次ページ、26ページへ参りまして、道補助金のうち2目民生費補助金、本年度予算額717万7,000円、前年度対比で102万8,000円の増額で、重度心身障害者医療費の増と乳幼児医療、独り親家庭等医療費の該当者の増によるものであります。

27ページへ参りまして、道委託金でございます。1目総務費委託金、本年度予算額625万7,000円、前年度比較で422万5,000円の減であります。昨年度計上の北海道知事道議会議員選挙費及び参議院議員選挙費委託金の減額と、3節統計調査費委託金で本年度は国勢調査が行われますことから295万2,000円を見込むものであります。

財産収入、財産運用収入でございます。1目財産貸付収入、本年度予算額1,479万6,000円、前年度比較158万1,000円の減額は、主に職員住宅の貸付収入の減によるものであります。

次ページ、28ページへ参りまして、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額1億4,840万円、前年度比較で1億1,410万円の増額で、2節公共施設等整備基金繰入金につきまして役場庁舎建設に係る工事監理業務及び建設事業の財源として1億1,540万円、下鶉生活館建設工事の財源としまして1,470万円、さらに鶉プールの改修事業の財源としまして1,770万円をそれぞれ基金から繰入れする予定であります。

29ページへ参りまして、中段の諸収入、貸付金元利収入でございます。1目中小企業融資資金貸付金収入、本年度予算額825万円、前年度比較25万円の増額であります。中小企業融資預託金事業の緊急運転資金を同額増額したことによるものでございます。

次ページ、30ページへ参りまして、諸収入、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額8,052万2,000円、前年度比較614万9,000円の増額で、主に包括的支援事業等による増を見込むものであります。

続きまして、町債でございます。1目総務債、本年度予算額6億3,790万円、前年度比較で5億1,720万円の増であります。庁舎建設に関わります公共施設等適正管理推進事業債等の借入れを見込むものであります。

2目民生債、本年度予算額5,050万円、前年度比較で3,600万円の増であります。下鶉生活館建て替え事業の財源とします起債借入れを見込むものであります。

3目土木債、本年度予算額4,750万円、前年度比較で5,540万円の減であります。1節道路橋りょう債で橋梁長寿命化補修事業ほか3,540万円を見込み、昨年度の事業であります町道鶉北線をはじめとします各道路の改修事業終了により起債が減額となりますことから前年度比較で1,950万円の減となっており、2節の公営住宅債においては本年度予定の緑が丘団地除却事業を計上しており、昨年度事業の鶉改良住宅除却事業及び東山団地の改善事業の完了によりまして前年度比較で3,590万円の減額となっております。

なお、衛生債及び消防債につきましては、それぞれ事業終了により廃目となるものであります。

次に、繰越金であります。繰越金につきましては昨年度から当初予算計上しておりますが、過年度におきます実績額の勘案により本年度におきましても3,000万円を見込むものであります。

最後に、自動車取得税交付金につきましては、税制改正に伴いまして交付が皆減となりますことから、廃款となるものでございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

歳入の説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。

歳入全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑があれば受けたいと思いますが、質疑ございませんか。全体を通して。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和2年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

◎散会の宣告

○委員長（吉川 洋） 以上で一般会計予算の審査が終了しましたので、本日はこれにて散会をいたします。

なお、明日17日は午前10時から委員会を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願いをいたします。

本日は誠にご苦労さまでございました。

（散会 午後 1時45分）

令和２年第１回定例会予算特別委員会会議録（第２号）

３月１７日（火曜日）午前１０時００分 開 議
午前１０時３６分 閉 会

○議事日程 第２号

議案第 ８号 令和２年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第 ９号 令和２年度上砂川町後期高齢
者医療特別会計予算

議案第１０号 令和２年度上砂川町下水道事
業特別会計予算

議案第１１号 令和２年度上砂川町水道事業
会計予算

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） おはようございます。た
だいまの出席委員は７名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会
は成立をいたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前１０時００分）

◎議案第８号

○委員長（吉川 洋） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入りたいと思います。

議案第８号 令和２年度上砂川町国民健康保険
特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、令和２年
度国民健康保険特別会計予算につきましてご説明
申し上げます。

歳出でございます。120ページをお開き願いま
す。３、歳出、１款総務費、１項総務管理費、１
目一般管理費、本年度予算額8,262万6,000円、前

年度比較575万5,000円の減で、財源内訳はその他
特定財源5,247万7,000円、一般財源は3,014万
9,000円です。11節役務費 3万2,000円、前年度比
較20万4,000円の減は、被保険者証の郵送料を空
知中部広域連合予算に計上することに変更したこ
とによるものでございます。12節委託料70万
7,000円、前年度比較22万3,000円の増でござい
ますが、これは令和３年３月からマイナンバーカー
ドに健康保険証機能を付加し、オンラインで資格
情報を確認できるようにするためのシステム改修
業務委託料を新たに計上したことによる増でござ
います。18節負担金、補助及び交付金8,180万
2,000円、前年度比較578万6,000円の減でござい
ます。空知中部広域連合分賦金で、北海道に納め
る事業費納付金等の減と特定健診受診率向上支援
事業費の増により前年度比較587万7,000円減の
7,842万6,000円を、北海道クラウド運営負担金で
は前年度とほぼ同額の337万6,000円を計上して
おります。

次に、２項徴税费、１目賦課徴収費、本年度予
算額116万6,000円、前年度比較２万7,000円の増
で、財源内訳はその他特定財源でございます。前
年度とほぼ同額の予算計上でございますので、内
容の説明は省略をさせていただきます。

２款諸支出金、３款予備費につきましては、い
ずれも前年度同額の予算計上のため、内容の説明
を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、116ページをお開
き願います。２、歳入、１款国民健康保険税、１
項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保
険税、本年度予算額3,028万1,000円、前年度比較

840万9,000円の減は、被保険者数の減と令和元年度の税率改正によるもので、1節医療給付費分現年課税分が1,485万1,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分が597万6,000円の増、3節介護納付金分現年課税分が46万6,000円の増となっております。2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現在町に該当者はおりませんが、令和7年度までは制度該当者が残ることから、当該者が転入した場合を考え、予算計上しております。予算額につきましては、前年度比較10万7,000円減の6,000円としております。保険税合計では、前年度比較851万6,000円減の3,028万7,000円を計上するものでございます。

次に、118ページをお開き願います。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,752万9,000円、前年度比較1,155万9,000円の減でございます。内訳につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います税收分を補填する保険基盤安定分が1,746万9,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として1,070万8,000円、広域連合職員給与費分等で935万2,000円を繰入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入、2項雑入、3目雑入、本年度予算額1,611万5,000円、前年度比較1,434万7,000円の増は、空知中部広域連合を経由して交付される国保連合会共同事業負担金や北海道クラウド運用等の交付金の増によるものでございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。歳入、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和2年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第9号

○委員長（吉川 洋） 次に、議案第9号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出でございます。130ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額49万7,000円、前年度比較1万1,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額の予算計上としてございますので、内容の説明は省略させていただきます。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額121万7,000円、前年度比較2万5,000円の増で、財源内

訳は全てその他特定財源でございます。こちらにつきましても前年度とほぼ同額の予算計上でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額6,775万1,000円、前年度比較178万2,000円の減で、財源内訳はその他特定財源2,421万6,000円、一般財源4,353万5,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料等負担金は医療給付に関わるもので前年度比較174万1,000円減の6,526万4,000円、事務費負担金につきましては前年度比較4万1,000円減の248万7,000円を計上しております。

3 款諸支出金と4 款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、128ページをお開き願います。2、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、本年度予算額3,264万7,000円、前年度比較199万6,000円の減でございます。

2 目普通徴収保険料、本年度予算額1,098万3,000円、前年度比較66万5,000円の減でございます。

保険料全体では4,363万円の計上で、本年度は保険料率の改定がございますが、被保険者数の減等により前年度比較で266万1,000円の減となっております。

2 款使用料及び手数料につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、本年度予算額429万6,000円、前年度比較5,000円の減は、北海道後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の減によるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,163万4,000円、前年度比較92万円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補填するもので、繰入金全体では91万5,000円増の2,593万円を繰入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4 款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次に、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和2年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第10号

○委員長（吉川 洋） 次に、議案第10号 令和

2年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、令和2年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、141ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額3,088万6,000円、前年度比較744万9,000円の増額で、財源内訳につきましては起債490万円、その他特定財源5万円、一般財源2,593万6,000円でございます。12節委託料、本年度予算額497万円、前年度比較495万円の増額は総務省より令和5年度末までに移行が義務づけされております公営企業会計法適化のための業務委託によるもので、142ページ、18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額810万8,000円、前年度比較61万6,000円の増額は石狩川流域下水道組合の管理運営負担金において処理場の老朽化に伴う維持管理費の増により下水道処理水量負担単価が1立方メートル当たり25円から2円増の27円となったことによるものでございます。26節公課費、本年度予算額823万7,000円、前年度比較173万8,000円の増額は、令和元年度の消費税確定申告額の見込みによるものでございます。

2目下水道建設費、本年度予算額514万6,000円、前年度比較20万6,000円の増額で、財源内訳につきましては起債350万円、その他特定財源59万6,000円、一般財源105万円でございます。増額の主な要因は、石狩川流域下水道奈井江浄化センターの更新工事に係る建設負担金の増によるものでございます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額884万円、前年度比較9万2,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源680万7,000円、一般財源203万3,000円でございます。10節需用費428万9,000円、前年度比較22万2,000円

の減額は、広報車の車検整備によるもので、修繕料におけるマンホールポンプの詰まりを解消するための装置は前年度に引き続き今年度は春日橋の東側マンホールに設置をいたします。143ページでございます。12節委託料279万円、前年度比較29万4,000円の増額は、水道への賦課徴収事務委託料で検針委託単価の増によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,002万3,000円、前年度比較231万5,000円の減額で、財源内訳につきましては起債670万円、その他特定財源7,332万3,000円でございます。減額の要因は、平成17年度借入債の償還が終了したことによるものでございます。

2目利子、本年度予算額1,501万4,000円、前年度比較179万8,000円の減額で、財源内訳につきましては全額その他特定財源でございます。平成9年度から令和元年度までの起債借入れに関わります110件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、139ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額1万8,000円、前年度比較14万円の減額は、公営住宅の分担金納付が完了したことによるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額2,911万9,000円、前年度比較188万8,000円の減額となっておりますが、1節現年度使用料で公的住宅、一般住宅を合わせて前年度より49戸減の1,144戸2,040人分を計上するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額9,577万円、前年度比較42万2,000円の減額は、主に資本費平準化債の借入れ増によるもので、収支不足額を一般会計から繰入れし、収支の均衡を図るものでございます。

次ページでございます。5款町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額1,510万円、前年

度比較590万円の増額となっております。1節流域下水道事業債、本年度予算額350万円、前年度比較20万円の増額は処理場等建設負担事業分の増によるもので、2節資本費平準化債、本年度予算額670万円、前年度比較80万円の増額は平成30年度借入債が算定方法に加わったことによるもので、3節公営企業会計適用債490万円は公営企業会計法適化業務委託に充当するものでございます。

以上で下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

次に、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和2年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第11号

○委員長（吉川 洋） それでは次に、議案第11号 令和2年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、令和2年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、今年度から会計年度任用職員制度開始のため、各目に計上しておりました賃金は総係費の報酬へ組み替えるとともに、業務に関わります委託賃金につきましては委託料に組替えを行っております。

それでは、収益的支出からご説明いたしますので、160ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,835万5,000円で、前年度比較10万円の増額となっております。委託料363万円、前年度比較146万4,000円の増額は、浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での実施の年に当たることによるものでございます。

次に、2目配水及び給水費、本年度予算額1,452万4,000円、前年度比較131万8,000円の減額となっております。161ページでございます。委託料94万5,000円、前年度比較24万円の減額は配水管排泥作業業務が隔年での休止の年に当たることによるものと修繕費1,330万円、前年度比較44万6,000円の減額は検満量水器の取替えとして前年より20台、55万1,000円減の250台分1,110万円を計上するものでございます。

3目業務費、本年度予算額148万5,000円、前年度比較6万7,000円の増額は、委託料の検針業務単価の増額と検針業務件数50件減との相殺によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額2,852万2,000円、前年度比較817万9,000円の増額となっております。人件費等の本年度予算額は2,002万2,000円、前年度比較284万6,000円の増となっており、各目の賃

金から本目、報酬へと組み替えたことによるものでございます。次のページをお開き願います。委託料608万7,000円、前年度比較537万円の増額は、平成30年10月の水道法の一部改正により水道施設台帳の作成と保管が義務づけられたことから、業務委託料550万円を計上するものでございます。5目減価償却費、本年度予算額5,237万5,000円、前年度比較28万2,000円の増額は簡易水道整備事業に伴う償却資産の増によるもので、資産減耗費47万7,000円、前年度比較23万9,000円の増額は令和元年度更新事業により町道鶉北線の配水管布設替えを実施したことにより旧配水管の資産を除却するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額1,326万9,000円、前年度比較403万円の減額は平成元年度及び19年度借入債の償還が終了したことによるもので、2目雑支出、本年度予算額24万4,000円、前年度比較13万3,000円の減額は料金の不納欠損で平成26年度及び27年度の14件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額386万3,000円、前年度比較13万6,000円の減額は、資本的支出の控除額の増によるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、159ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,518万1,000円、前年度比較110万6,000円の増額となっております。家事用件数は、一般分として30件減の1,080件、福祉料金該当分として15件減の385件の合計1,465件を見込み、前年度比較158万1,000円減の5,364万6,000円を計上し、業務用は前年同数の90件ではありますが、使用水量の増加を見込み、前年度比較292万5,000円増の2,720万円を計上しております。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較185万6,000円増の4,583万6,000円の計上で、給水収益の増と水道施設台帳整備等の実施額との相殺

によるものでございます。

3目他会計負担金199万5,000円、前年度比較28万8,000円の増額は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、検針業務委託単価の増によるものでございます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、165ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額1億1,048万5,000円、前年度比較440万2,000円の減額は、平成元年度及び19年度借入債の償還が終了したことによるもので、平成2年度から30年度までの企業債31件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額6,670万円、前年度比較2,320万円の増額は、整備事業の増によるものでございます。資料ナンバー8をご参照願います。1節工事請負費は、昨年に引き続きまして町道鶉下鶉線に昭和49年に埋設された配水管556メートルと町道鶉本町線に昭和52年に埋設された配水管80メートルの布設替えに3,920万円、また浄水場で平成7年度から稼働しているフロキュレーター4台のうち3台目の更新整備に1,900万円を計上するものでございます。

続きまして、164ページ、資本的収入につきましてご説明申し上げます。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額5,763万3,000円、前年度比較492万4,000円の減額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債、本年度予算額4,780万円、前年度比較1,670円の増額と3項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,816万1,000円、前年度比較593万円の増額は簡易水道等施設整備事業の増によるもので、4項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額73万9,000円、前年度比較57万円の増額は起債対象外の給水管接続な

ど単独事業費の増加によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次に、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。高橋委員。

○８番（高橋成和） 水道事業会計なのですが、平成30年度の決算で１億1,000万一般会計から繰入れされているかと思うのですが、本年度も予算の中で１億400万ぐらい一般会計から繰入れして収支の均衡を図るということなのですが、今水道料金が10立米で2,860円で、昨年課長からのお話で今後やっぱり単独で進めていくのは給水管の今資料ナンバー８の工事のようなものもずっと継続的に続けていかなければいけないということで、給水収益のほうも減少傾向にあるということで単独は難しいということで、去年改正水道法が適用されて広域化を目指しなさいということで、その後の進捗状況と今後の展望について伺えればと思うのですが、よろしくお願いします。

○委員長（吉川 洋） はい。

○建設課長（佐藤康弘） 水道広域化推進の進捗状況ということでよろしいでしょうか。昨年の１月に各都道府県で令和４年度末までに水道広域化の推進プランを策定しなさいと総務省と厚生労働省から要請があったところであります。昨年の１月に第１回目となります空知地区別会議が開催されまして、その中では施設の共同管理、薬品等の共同購入、検針業務員の広域的な確保などソフト面における広域化についてを検討したところでご

ざいます。令和２年度においては、そのソフト事業の具体的な推進方法の検討ですとか、水道事業者ごとの経営状況または将来の財政状況を検証する中でハード面における広域化のパターンとシミュレーションを北海道が行い、地区別会議に提案があるというような予定になっております。

以上でよろしいでしょうか。

○８番（高橋成和） 広域化に向けて前向きに進んでいるということですのでよろしいですね。

○建設課長（佐藤康弘） いずれにしても、ある程度の方角を令和４年度末までに北海道が示さないといけないということになっておりますから、何らかの形では方針が示されるものと考えております。

○８番（高橋成和） ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○８番（高橋成和） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

これより討論を行いたいと思います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和２年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、この際でございますので、全体を通して何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（吉川 洋） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決すべきものと決定をされましたので、その旨本会議において報告をさせていただきますと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会をいたします。

委員各位のご協力をいただき、全て終わりましたこと、心から感謝を申し上げ、終了といたします。大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時36分）